

中國に關する基本的調査  
總論の内 第二號

歴史的に見たる現代中國の性格及びその將來

昭和二十一年十月

調査局第三課

55-4  
文書録記録係

本調査は調査局の総合調査の一環として當課において實施して來た中國の基本的性格及びその世界政策就中對日政策に關する基本調査の結論の一をなすものであつて近代中國の性格を歴史的に究明したものである。

本稿執筆者は中村治兵衛氏である。

昭和二十一年十月

調査局第三課長

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0386

0099



RA'-0386

者て、來、  
の、に、  
並、本、  
存、主、  
と、義、  
い、現、  
ふ、在、  
面、に、  
が、立、  
み、せ、  
ら、れ、  
る、と、  
こ、ろ、  
に、  
大、  
な、  
る、  
符、  
號、  
が、  
存、  
す、  
る、  
。、  
云、  
は、  
兩、  
於、

2  
主響ルデ化ヨののてのさ運ある一過れ行北てど  
義をとモのア西あしとほはは程たはつ特のは  
かうしク傾、歐る社。會の界か進にこれ氏敬仲  
崎けたのシ、モ氏こ化特、經く、進、於、と、た、族、つ、介、者、の、性、と、  
的、さ、の、に、を、社、ク、社、こ、乃、繳、濟、の、立、近、つ、に、一、ら、れ、る、と、  
に、を、對、し、す、主、シ、の、に、至、を、賦、の、如、き、の、化、で、し、家、を、。、  
せ、得、し、の、義、し、生、ふ、會、與、展、近、代、代、計、民、中、形、終、果、し、る、も、  
上、な、中、で、を、ん、近、主、オ、段、代、化、で、ね、か、ら、の、於、て、近、代、の、資、本、  
樹、か、國、あ、社、指、し、資、的、化、に、過、程、に、お、け、る、し、か、民、地、と、の、奇、  
立、た、は、半、。、民、主、現、主、近、代、が、た、つ、て、け、る、し、か、民、地、と、の、奇、  
れ、こ、ろ、に、民、本、主、義、的、體、化、近、代、の、中、主、。、つ、民、地、と、の、奇、  
、そ、の、民、地、が、鬼、よ、り、い、目、ふ、な、ば、國、の、他、た、族、と、の、奇、  
後、へ、。、角、共、ふ、目、ふ、な、ば、國、の、他、た、族、と、の、奇、  
社、即、放、四、王、は、王、の、の、代、近、植、半、い、。、つ、民、地、と、の、奇、  
會、化、日、動、の、義、。、發、は、の、的、代、立、植、半、い、。、つ、民、地、と、の、奇、  
的、本、と、近、十、的、。、他、と、化、と、未、地、に、一、近、強、連、は、。、資、本、  
傾、に、て、國、レ、紀、。、八、に、い、ふ、本、の、代、。、形、成、は、。、資、本、  
向、が、ソ、家、を、タ、の、ブ、九、つ、た、き、有、の、化、。、即、ち、の、  
入、は、聯、の、モ、デ、會、シ、紀、の、も、せ、相、で、ち、の、  
つ、資、本、影、テ、會、シ、紀、の、も、せ、相、で、ち、の、

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



前記の素描にあらはれた問題の内近代化の發足といふことをも  
 開闢の西から東へ進んだものと見てもよい。この場合、併し  
 作られた外から力をつけてきたものもある。内容は西と東の  
 は著しく異なる。日本が遂行されることである。即ち西の東漸といふ現象によ  
 つて近代化が行われることである。即ち西の東漸といふ現象によ  
 中國は日本より露、米をとりまく国際情勢の相違を遂行する客觀  
 的條件として露、米をとりまく国際情勢の相違を遂行する客觀  
 味する。このことがいわれる近代化を遂行する側における相違を惹起した  
 仕方は近代化を遂行する側における相違を惹起した  
 列強は中國に對して共同の植民地化を遂行する側における相違を惹起した  
 分劃政策に對して各々自己の政策を認め、却てこれを列強の衝突  
 明治維新の列強が各自の政策を認め、却てこれを列強の衝突  
 したため相互に策を打ち、却てこれを列強の衝突  
 害から政策が支配した。即ち近代化を遂行する側における相違を惹起した  
 とはいふ政策が支配した。即ち近代化を遂行する側における相違を惹起した  
 他は統一的政策が支配した。即ち近代化を遂行する側における相違を惹起した

日本が中國より後れたといふことより重大な教訓を學びうるのは、清朝の西  
 力を漸く對する反應の仕方がより重大な教訓を學びうるのは、清朝の西  
 をえ、これとは異つた「うけ入れ方」を必然的に惹起したといふ  
 ことである。日本は近代化の「うけ入れ方」を必然的に惹起したといふ  
 の獨立と自存を全うし植民地化を防止しなればならない。根本的態度が民族  
 とに決定した。この見解が王佐幕と相對立するに至らしめた。同  
 時に大改革といふ明治維新の變革の不徹底を意味する。革命といふ  
 りは内容が規定し、べきものに現存するものをあつた。半封建  
 的・非近代的といふべきものに現存するものをあつた。半封建  
 一面から進取のうけ入れのものと近代化の必然性として  
 も、乍ら消極的のうけ入れのものと近代化の必然性として  
 勇猛果敢に近代的文明を開化の標識として富強兵と積極的に  
 である。但しその近代化の受容するに富強兵と積極的に  
 界が先づ基本的態度より近代化の受容するに富強兵と積極的に  
 これに流入したため近代化の受容するに富強兵と積極的に  
 行して先づ基本的態度より近代化の受容するに富強兵と積極的に



RA'-0386

0103

まま踏襲し、王朝は循環の形で捉へられてゐる。歴史の意図は新しき近代的なものを  
 紋うけ入れ、心理的乃至論理的な根拠の除去を意味し、近代的なものを  
 それが日本に於いて幕末の論議から英學へといふ洋學の發展を問  
 の結昌たる福澤諭吉の文明論を概して論議するものなり。比較  
 の標準を未だに張つてゐる。この概略の比較は、歴史の發展を問  
 一的にせしめ、その近代化の足るべきものなり。この概略の比較は、歴史の發展を問  
 制約し、その近代化の足るべきものなり。この概略の比較は、歴史の發展を問  
 あると云はなければならぬ。

の氣分がどこかにあり、近代の素直な文明開化を唱へて嫌悪視す  
 る氣分がどこかにあり、近代の素直な文明開化を唱へて嫌悪視す  
 收する氣分がどこかにあり、近代の素直な文明開化を唱へて嫌悪視す  
 めるといふ傾向をたえず生ぜしめるに至つた。この追慕の情を起さし  
 つ近代的な格好の支那文化に對する優越感の表れである。中華思想  
 と相聯繫して對する優越感の表れである。中華思想  
 傳的文化的に對する優越感の表れである。中華思想  
 國を夷狄として一段低く見下し、對等の國際關係といふものを認  
 識しなかつた。中華思想が近代化の發足にあつた。中華思想  
 の考へ方は、佛の銃砲と船艦による別稿参照のこと。中華思想  
 みる。社會の特徵として停滞性があつた。中華思想  
 農業社會の特徵として停滞性があつた。中華思想  
 學說の固定化は、中國の歴史から大鏡、津田、左右吉博士の  
 の歴史意識の成長が、中國の歴史から大鏡、津田、左右吉博士の  
 といふ風潮は、中國の歴史から大鏡、津田、左右吉博士の  
 と居り、そこには二十四史が御承知の歴史の姿が、大鏡、津田、左右吉博士の  
 國に於いては、二十四史が御承知の歴史の姿が、大鏡、津田、左右吉博士の

9

近代國民國家形成の難易が生じたし、一口にかゝる歴史的性格を非  
近代的なもので、半封建的なものと云つても著しい相違と懸隔を來  
したことを知らなければならぬ。云つても著しい相違と懸隔を來  
し、日本は封建制身分社會を柱として、封建性より絶對王制を經  
化を行ふに際して一應西歐の近代國家が封建性より絶對王制を經  
市民社會の形成といふ過程を辿つたのと似た形態をとりうる利便  
をえた。しかも後進國の近代化のモデルとしてプロシヤを見出し  
この型式を模倣するといふ方向にきりかへて明治維新において封  
地をもつてゐる。一かくして日本は明治維新において封建社會  
へ、軍事的主権といふ政治形態を發展させ、眞の國家を形成した  
成程は絶對王制の段階に止つた。今日國家とは眞の國家を形成す  
るの過程は、日本においては、幕府の封建身分社會を形成する  
質的支配者たる將軍とは別に最高權威として天皇が依然として  
大存續してゐた。富貴もまた、天皇に絶對的な權威をもち、  
も大臣も富貴もまた、天皇に絶對的な權威をもち、  
力均衛の中心として、維新前後の錯綜する利害關係の調停者乃  
玉制

8

近代化の規格から規定される側面は、日本が西歐諸國と類似  
史的性質の發足をこの時代に中國の性格を規定してゐる歴史  
がいよいよこの時代に現れた。この時代は、  
ついでに檢討を加へると、この時代は、  
現存の重層性である。この時代は、  
展すべき因子をもつた。この時代は、  
考察は重層性である。この時代は、  
るイデオロギイの樹立。この時代は、  
近代的なものと見られる。この時代は、  
を果すこととする。この時代は、  
現代中國と日本との歴史的性格の相違は、  
する現代的なものと見られる。この時代は、  
み、封建制と中國の封建制との相違は、  
主義的封制と中國の封建制との相違は、  
社會的封制と中國の封建制との相違は、  
語、政治的封制と中國の封建制との相違は、

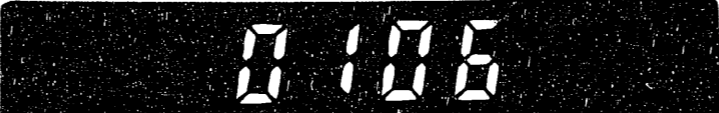
RA'-0386

0104



自運ゲ化を省國た中命つるめ固めか体股... 自運ゲ化を省國た中命つるめ固めか体股... 自運ゲ化を省國た中命つるめ固めか体股... 自運ゲ化を省國た中命つるめ固めか体股...

層朝の 開容い的ららるくま係來川に念政... 層朝の 開容い的ららるくま係來川に念政... 層朝の 開容い的ららるくま係來川に念政... 層朝の 開容い的ららるくま係來川に念政...





あるとの標語であり、この目的を完遂するためには、  
 ボイコットの状態による排外運動であつた。列強の半植民地と化  
 してゐた中国は、この運動を展開すべき十分なる發地をもつてゐ  
 た。

的なるもの受容の契機があつた。それは、  
 求の面がとりあげられた。その運動は、  
 求めた文化運動の結晶として、近代的準備がなされたことである。  
 ことにその文化運動の困難な民族意識の樹立、民族運動の展開に際しては、  
 燈火をあたへたものとして、共同行動をなさしめるには、階層的にも、  
 せられた民衆を統一し、共同行動をなさしめるには、階層的にも、  
 教訓である。この見地から、古き太平天国と義和團の運動の存在  
 に、論理的に帝制の反封鎖、共産主義の基礎づけられた。か  
 くの論理、近代化のイデオロギイを確立した孫文の三民主義も、  
 うして影響下に成長と共に、これを一般に受け入れるべき思想的準備  
 を得た。この困難なる民族意識の形成は、イデオ  
 ろキットの面から、この運動を展開すべき十分なる發地をもつてゐ  
 る。これに困難なる民族意識の形成は、イデオ  
 漸くこれの解決すべき端緒を得た。かくして民族統一論者がとり  
 あげたのは、近代化のため先づ達成すべきは、不平等條約の撤廢で



の忍苦を奮闘を望んだ一「中國の命運」には冒頭の「中華民族の成長と發達の項に於て古き中國思想に對する批判を限り英、米に於てデモクラシーの地から中國の命運が競い批判を被つてゐるの故をクランソンの見地から中國の命運が競い批判を被つてゐるの故を民族主義のイデオロギイの根據の脆弱文化の對する優越感も中國の近代主義の文化共同體の觀念にまで發展せしめられ、主體として月その觀念には新しい國民文化の發展せしめられ、主體として文化ではなくして一つの新なる中華思想の再興を排外主義への編みこみを生かされてゐること中華思想の再興を排外主義への編みこみを生かされてゐること性脱し積極的なイデオロギイの根據をもえたのは現代主義への編みこみがおかれた地位と、その民族の形式とみるべく、新規定されること、この命運もまた民族主義の形式とみるべく、新規定されること、かりかしく現代主義の形式とみるべく、新規定されること、古き儒教的要素が新しうなるとして、國家主義強化の役割を果し、古き儒教的要素が新しうなるとして、國家主義強化の役割を果し、古き儒教的要素が新しうなるとして、國家主義強化の役割を果し、

ここに中國の民族統一運動は發展する契機を與へられたのである。政治家にとつてもはつきりした指導があらはれたのである。同時に五四文化運動のもつた可能性を得たのである。その結果として、日本が近代化の足踏を踏み出した。排外主義の方向はデモクラシーとサイヤニスティーといふ近代化の明後期に於ては、民族主義の唱へられ、過度なる自國文化の尊重、排外主義の必然性である。しかもこれを合理化すべき論議を中國の過去に求め、中華思想に代へたのである。中華思想の不足を補つたのは、史の民族主義の古い思想がよみがへり、これを支へてゐることに、國の民族主義の古い思想がよみがへり、これを支へてゐることに、實に示され、共に中國の文化の價值と待長を文字の統一同化力に至つた。例へば徐慶譽の「新生活運動と文化」をみると、西洋文化の及ばざる中國國有文化の價值と待長を文字の統一同化力と調和の待に強いこと論議を重んずること大向を尚ぶこと一般民衆點をあげてゐる。蔣介石が今次の事變中苦境にたつて一般民衆

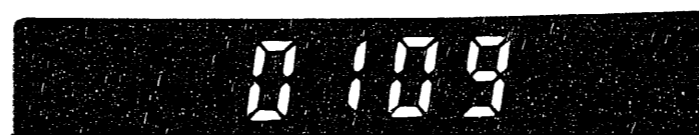
RA'-0386



つある。も国民は三民主義を標榜し民権主義による憲政を施行す  
る。云ひつゝも軍政時期を目り制定し一黨專制といふ獨裁政  
の形をとり、著しく國家主義的色彩一蔭介石には曾國藩、李鴻章  
の志をたゞすものと云つて大過なからう。この點に於て國民黨に  
たゞしめられると云つて、その性格は民主主義といふ點よりすば  
し、代表せられる新しくその民族主義が、もしく古き中華思想の  
再生をゆるし、新しきものをとする。其の時、日本、中國の體  
外、越國、主義として規定せられる。實に、日本、中國の體  
オロギ一の確立に際し、古き君臣の觀念が、歴史、文化、共同  
れた。の。對し、中國のそれには中華思想、文化、共同體の觀念  
主義に於ては、これと同じ。民族主義として歴史、文化、共同體  
民族影、論として。一は排外主義として作用した點に相違がある。

四

近代化を行ふ主體に政治的勢力の形成といふ面に於て、現代中  
國の構造をこころを、孫次勳氏の「見解」を從つて、中央集權的  
的國家（封建制）と規定して議論を進めることとする。特にこの  
で、官人支配的國家と云はれるもの、特質乃至性格を問題とする  
舊支那王朝政體は古くから官吏の下にあつて政治機構は運営さ  
れてゐた。かかるといふ意味で、近代國家の官人に見れば、行政を  
當するといふ意味で、近代國家の官人に見れば、行政を擔  
その内容にたいし、近代國家の官人に見れば、行政を擔  
ち、ここに官人との云々として、西歐諸國の官人とは實の相違を  
近代國家は専門的役人階級と合理的法律を基礎として成立した合  
理的國家であること、王道政治思想が政治の不可分、聖俗法律の未  
分、その指導原理の王道政治思想が政治の不可分、聖俗法律の未  
も、のとして他と獨立した個有の領域をもつものとして承認せられ  
ること、行政技術官として舊支那の官人一般、法律なり専門教育に  
も、のとして他と獨立した個有の領域をもつものとして承認せられ  
つて行政能率或は社會公共への奉仕として働くに對し、官人は傳



統的教養をつんだ全人間として存在し、公私の混淆を來す一方、民衆のたぐひにはなくして支配者たる天子に隷屬し、その政權を維持するたぐひにはなくして執行にあたることなく、これを更骨にゆだね、自らは實際の行政の執行に當るにすぎなかつた。往昔高語さへ通じない任地に赴いた官人のなほ得ることとは甚だ限られて居り、ここに官人のための補助者として幕僚を必要とした。しかもこの幕僚は政體から公認せられなかつた。ことに下級吏胥による地方政治の操縦しなればならなかつた。官人は全體として社會の如く何なる層から出てくるかと云ふと、官人は全體として社會の如く、地主層を基礎とした。かくして舊支那社會の支配者層として讀書人、官人、地主層の三層をまじり、一般民衆とはかけはなれ、文化と知識を獨占する一つの層が長く舊支那を支配するに至つた。かかる官人層といふものは、なるほど個々の官人についてみれば王朝の交替によつて榮枯盛衰はあるが、官人、地主層といふ一つの層から集團によつて榮枯盛衰はあるが、官人、地主層といふ一つの層から集團によつて榮枯盛衰はあるが、異民族が舊支那を支配しえたのは實にこの層と妥協し聯繫したからである。かかる官人、地主層は地方的社會的勢力者群といふべき形で存在し、その基本

層は農村の地主層及び中農以上の層と考へられる。森次氏はかかる社會的勢力者群の永續、不墜の再生産の過程に、官人支配的封建制といふべき特色を見出してゐる。舊支那の農村は後述する如く自治的小集團としてその村落構造と相まつて孤立分散的存在してゐる。この農村の自治的小集團の支配者が社會的勢力者群であり、その上層が官人として表面に出、下層のものは郷紳（土豪分紳）として潜在し、權力政治機構への人的資源を不斷に補給する一方、政治的權力を結託することによつて自己の勢力を保持した。かくして舊支那の官人は王朝政體の役人として止まらず、支那社會の不安定性からくる危険の分散と實力の伸長とのため、地主高利貸の役割を演じ、イハマル三位一體の性格をおびてゐるのを特色とする。ことに舊支那政治の在り方が規定され、政治の腐敗、あくなき收奪、賄賂の横行を生み、同時に經濟の在り方も規定し、商人が商人として資本を蓄積し勢力を得ることは、官人資本の介入（合股の如き）によつて困難となり、舊支那經濟の政治への隷屬性を來したのである。

てある。  
 るが、官吏の登用その他については、試験院の如き機構が設けられて、  
 師弟、同郷、親屬、朋輩關係が強く作用し、科學的の慣習で  
 の生活の具と化し、徒に近代の政治的擬制たるに過ぎない。また國民  
 黨内の分派の如きも、近代的政治にみられる社会的利害關係にも  
 とづく黨派といふより、寧ろ古き支那の血統的、同郷的を人的  
 つなかりによる派閥と云ふべきものである。一ここに現在の  
 まで中國政治の理解か、必ずしも世界情勢の分析よりする論理的  
 判断よりは、支那通といはれる人々の中國政界の人物つなかりを  
 熟知した人々の見解か妥當であるといふ秘決か出てくる。併し  
 西安事變の始き中國の運命を決する大事件は、かかるときに  
 よつては理解し得なかつたことも忘れてはならぬ。かくの如  
 く國民黨の機構はソ聯共黨組織をまねた委員會制をとり、頗る  
 近代のな姿を示し、その實際を運営してゐる人々のつなかり  
 は、舊支那の傳統的な家族的、同郷的意識にのつたつてあると  
 は、奇妙な相貌を呈してゐる。上述したところによつて政治的  
 力の形成、政治機構、人的構成との並存といふ現象かみられる  
 近代の形成、政治機構、人的構成との並存といふ現象かみられるし、

辛亥革命によつてかゝる舊支那的官人國家は崩壊したが、かゝ  
 る社会的勢力者群たる官人、地主層は容易に崩壊し去らず、清末  
 より民國へと移行するに及んで、軍閥政權の人的構成の支柱とな  
 った。民國と民團以前との支配層の變化は、支配層そのもの  
 變化ではなくして、唯舊支配層内部に於て文官より武官への  
 變化があつたといふに過ぎない。武官の文官への優位が現代中國  
 官僚政府の特色の一つである。かゝる歴史的な格差は日本の明治藩閥  
 系の新官僚と云はれるものにも、一は依然として繼續し、國民黨  
 存してゐる。また國民黨が買辦ブルジョアジエの性格が著しく、  
 政治的地位は依然として存続し、特に下級政黨機關とし、地主層の政  
 治的資源となつてゐる限り、その代表は政學系と云はれてゐる  
 土地革命を標榜する共産黨と相容れない質的相違をもつてあり、  
 國共合作の限界は特にこの層に於て顯著である。次に現代中國の  
 政界、學界を貫いて顯著なことは、専門教育をうけてもこれを實  
 地に移す知識人が少いといふ半植民地の事情もあるが、それより  
 中國に於ける政界の政治への參與乃至埋没といふ現象である。漸次  
 つつあるが、未だに教養人、役人乃至埋没といふ現象である。漸次





向族を單位として構成せられたるものと、  
 してきたといふ特徴をもち、村落の連  
 近代的國家の地方自治の移殖を可能  
 權の國家機構の下部單位として、  
 こゝから近代國家の形成にあたり、  
 的格から近代國家の形成にあたり、  
 とを特徴とし、その氏神は、  
 を尊崇することにより、  
 國たる村民は、  
 多の氏を稱する血縁協同體を祭祀の  
 のを稱する血縁協同體を祭祀の中心  
 てをり、相互に別箇の存在であつた  
 の裡に、日本のやうに自然と融合す  
 は血縁集團の祠堂と地縁社會たる村  
 へ、  
 縁團體に化して、  
 り。次に支那社會を貫くものが、  
 次。次に支那社會を貫くものが、血縁  
 團體に化して、  
 縁團體に化して、  
 り。次に支那社會を貫くものが、血縁

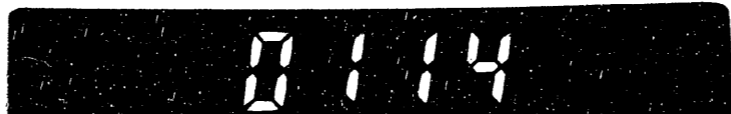
へた社會的勢力者群による農村の支配が生じる。

RA'-0386

0113

的基礎の一をもつてゐるといへばならぬ。この附言しておく、  
 縁的結合體とみられる同族部落において血による紐帯は漸次弛  
 緩し、南支に多い祭田、太公田の形の同族共有地もその有力な一  
 部の分子に土豪劣紳にその管理權を掌握せられ、小作料収入が  
 漸に血縁團體に入るばかりか、土地も漸次私有財産化してゐる。か  
 した血縁團體の崩壊、地縁社會への移行といふ面がみられる。方  
 近代化し貨幣經濟の農村への浸透によつて、逆に氏族共有地の維持  
 強化がなされてゐる面がある。土地所有が極端に細分化された結果、經營  
 の合理性を破壊することなしにこれを共有的形態に私有的として分割す  
 ることが出来た。そこで逆これを共有的形態に私有的として分割す  
 ることとする傾向が生じたのである。ここに近代化に反應する南支の  
 農村經濟の在り方の一面がみられる。古きものはかか形において  
 近代化をうけ入れてゐるといふ注目すべき現象である。ここに現  
 代中國のもつ複雑な性格が存する。  
 次に村落と政治との結びつきはどうであらうか。日本の村にお  
 いて村長は村の集約の結核であり、農民の先頭をたつて働く  
 模範村長と交り、わらじはき村長をかいふ徳義家型がみられる。こ  
 れに反し中國においては農民が官人なり政治機構と交渉をもつ

力も孤立分散化されてゐた。なほ村落相互間の連絡も密接でなく、  
 中南支にみられる。概圖の如く隣村は寧ろ敵對關係にあり、狭  
 少な割據的郷土意識によつて各村はばらばらに散在してゐる。  
 成に際して民族意識の形成の面において中央集權的機構の樹立  
 においても容易に新體制に移行し得た如き素地を缺かしてゐた。  
 孫文が歎いた中國は一片の散河にすぎぬといふのはまさにかうし  
 た村落の在り方に如實に示されてゐる。そこには近代國民意識  
 を形成すべき地盤がなからず、堅固な農民層の形成も支那農民層の  
 那の農民運動が日本の如く中堅自作農民を樞軸とする農民層の一  
 致團結による合理的な農民運動の勢力者群と見なされ、た貧農  
 官人乃至郷紳、地方的、社會的、経済的、政治的、宗教的、宗  
 が流民と一體化し、宗教的、社會的、経済的、政治的、宗教的、宗  
 と結託して行ふ農民暴動といふ尖鋭的な形態をとるのである。し  
 漸に再生産されてゐるため政治の不良と相まつて支那農業社會の  
 不安定性を來した。このかかる層を基礎とする政治的勢力の拾  
 頭、中國共産黨の成長を來した。この歴史的性格を求めると、こ  
 も現在の中國共産黨の成長を來した。この歴史的性格を求めると、こ  
 もいふべきものがあけられる。中國の共産黨の問題はここに社會





治の間の政治力に及ばず、並行するものなものである。朝政の中間機構は、農村に地方的勢力者群と結託して私曲を行ふ。単なる中間機構は、吏胥が地方的勢力者群と結託して私曲を行ふ。徴税の意味をもつにすぎず、尤も大切な唯一の任務といふべき。縣と農村との連絡は、吏胥を通じて、包税制の如き請負制をとつた。編成した力な時、戸数を単位として機械的に机上で里甲保甲制を存在したか、か、その場合、里甲保甲制は、在來の村落と並行して、王朝政權はあくまでも行政補助機構が村落と直接をさける状態を目して舊支那の民主政治など、は、放任政治であつた。かかる状態を専ら地方民に淵源する近代的地方自治の要求の下に、底層的行政を専ら地方民に意の表れた近代的地方自治の要求の下に、底層的行政を専ら地方民に答はなかつた。し、め、か、かる近代的な行政の移植し、これが開拓止るはなかつた。し、め、か、かる近代的な行政の移植し、これが開拓政治機構を構成する。官人、吏胥と力者群の存在が問題となる。地方

は嫌悪すべきものとして除かれ、村の一流の人間とかも、分つた連中は、會首とか、董事とか、握られてゐるが、小集團を村落内部で形成し、實権は、これらに集約され、握られてゐるが、小集團を村落内部で形成し、人間で評判の悪い、決して、おしたて、て、村長として寧ろ、情農者たるに、して、貧困な人間が選ばれる、おしたて、て、村長として寧ろ、情農者たる。

甲、近代化の進行、社会の発展、経済の成長、政治の民主化、文化の国際化、科学技術の進歩、環境問題の深刻化、人口の増加、高齢化の進展、少子化の進行、出生率の低下、労働力の不足、生活コストの上昇、社会保障制度の充実、少子高齢化対策の推進、地域活性化の促進、都市圏の拡大、地方創生の推進、デジタル化の進展、働き方改革の推進、女性活躍の促進、LGBTQ+の権利保障、環境問題への取り組み、気候変動対策の推進、持続可能な開発目標(SDGs)の達成、デジタルインフラの整備、サイバーセキュリティの確保、国際協調の促進、グローバルな課題への共同対応、人道主義の堅持、平和と安定の維持、経済的繁栄と社会正義の両立、質の高い成長の実現、持続可能な未来の構築、人類共通の繁栄と平和の達成、地球規模での課題解決、国際法の尊重と実践、多文化共生の実現、グローバル市民の育成、平和と民主主義の擁護、人類の尊厳と自由の保障、持続可能な発展の実現、世界平和と繁栄の達成、人類共通の未来の創造、地球規模での課題解決、国際法の尊重と実践、多文化共生の実現、グローバル市民の育成、平和と民主主義の擁護、人類の尊厳と自由の保障、持続可能な発展の実現、世界平和と繁栄の達成、人類共通の未来の創造。

甲、近代化の進行、社会の発展、経済の成長、政治の民主化、文化の国際化、科学技術の進歩、環境問題の深刻化、人口の増加、高齢化の進展、少子化の進行、出生率の低下、労働力の不足、生活コストの上昇、社会保障制度の充実、少子高齢化対策の推進、地域活性化の促進、都市圏の拡大、地方創生の推進、デジタル化の進展、働き方改革の推進、女性活躍の促進、LGBTQ+の権利保障、環境問題への取り組み、気候変動対策の推進、持続可能な開発目標(SDGs)の達成、デジタルインフラの整備、サイバーセキュリティの確保、国際協調の促進、グローバルな課題への共同対応、人道主義の堅持、平和と安定の維持、経済的繁栄と社会正義の両立、質の高い成長の実現、持続可能な未来の構築、人類共通の繁栄と平和の達成、地球規模での課題解決、国際法の尊重と実践、多文化共生の実現、グローバル市民の育成、平和と民主主義の擁護、人類の尊厳と自由の保障、持続可能な発展の実現、世界平和と繁栄の達成、人類共通の未来の創造、地球規模での課題解決、国際法の尊重と実践、多文化共生の実現、グローバル市民の育成、平和と民主主義の擁護、人類の尊厳と自由の保障、持続可能な発展の実現、世界平和と繁栄の達成、人類共通の未来の創造。





性は、痛く作用してあるのを見逃さない。舊支那農業社會の不安定  
 は、経済に對しては長期にわたる固定資本への貸付を不可能し、  
 ひいては生産手段生産機械の維持に短期貸付方面にむけられ、  
 流通・消費部門の運轉資金として短期貸付の扶植と高利が生じる  
 し、危険分散と巨額の各方への勢力の伸張と高利は相まって資本の  
 分散を来し、巨大な企業を形成するに十分な資金は集積されな  
 といふ現象が起つた。又かかる商業高利貸によつて生じた利  
 は、商人の生計費、節路、交際費等に消費せられ、生産手段生  
 備にまはつてきて再生産機への積立準備金に蓄積せられること  
 もなかつた。舊支那の特種的人的信用準備金は、業態はまづ人的信  
 用の上に築かれた。舊支那の特種的人的信用準備金は、業態はまづ人的信  
 業が計畫運轉せられ、居り、主として別證、知己、縁故關係により  
 が特色である。この一見近代的企业經濟者とか分業と經營の分  
 匿名の資本主義の實證が、近代的なるかの如き企業と經營の分  
 ことなすといふ矛盾から生れてきた。逃げ道がこの合股なので  
 なる。次に利の矛盾から生れてきた。逃げ道がこの合股なので  
 である。現代社會化の地から叫ばれてゐる如き企業と經營の分

である。現代社會化の地から叫ばれてゐる如き企業と經營の分  
 性は、痛く作用してあるのを見逃さない。舊支那農業社會の不安定  
 は、経済に對しては長期にわたる固定資本への貸付を不可能し、  
 ひいては生産手段生産機械の維持に短期貸付方面にむけられ、  
 流通・消費部門の運轉資金として短期貸付の扶植と高利が生じる  
 し、危険分散と巨額の各方への勢力の伸張と高利は相まって資本の  
 分散を来し、巨大な企業を形成するに十分な資金は集積されな  
 といふ現象が起つた。又かかる商業高利貸によつて生じた利  
 は、商人の生計費、節路、交際費等に消費せられ、生産手段生  
 備にまはつてきて再生産機への積立準備金に蓄積せられること  
 もなかつた。舊支那の特種的人的信用準備金は、業態はまづ人的信  
 用の上に築かれた。舊支那の特種的人的信用準備金は、業態はまづ人的信  
 業が計畫運轉せられ、居り、主として別證、知己、縁故關係により  
 が特色である。この一見近代的企业經濟者とか分業と經營の分  
 匿名の資本主義の實證が、近代的なるかの如き企業と經營の分  
 ことなすといふ矛盾から生れてきた。逃げ道がこの合股なので  
 なる。次に利の矛盾から生れてきた。逃げ道がこの合股なので  
 である。現代社會化の地から叫ばれてゐる如き企業と經營の分







りあげた。今やかましく云はれてゐる工業合作社は日本の産業組  
 合の尤も遅れてゐる農村工業化の面に先鞭をつけたと云へる。農  
 村の政治は農民委員会の運営により行ひ、その人選は三々制とい  
 ふ民主的制度をとつた。かくのととき中共的を民主化の方法によ  
 つてより自己の地盤の強化を計つたのである。ここにデモクラシ  
 ーの國、英米はこの中共の民主主義とデモクラシーの對  
 調和を計るやう忠告した。

併し乍ら瑞金時代の中共は何んどいつてもソ聯をモデルとして  
 公式の條を認識し、中国にあてはめんとする行き方であり、客觀  
 的條件の根拠地が潰れ、西遷するや西安事變後第二次國共合作を  
 つて、北支の山嶽地帯を中心として、毛澤東の完全な統制下に  
 ても、北支の戦術を改め、中国共産黨はその急進政策を變更し、  
 次は、事變中成長をとげた中国共産黨は、その急進政策を變更し、  
 循的の事變中成長をとげた中国共産黨は、その急進政策を變更し、  
 によつて土地革命を暴力的に行ふことを停止すると共に高率累進税  
 面に至つた。それと共に舊支那の傳統的慣習とも妥協し、これを  
 表面にたつた。それと共に舊支那の傳統的慣習とも妥協し、これを  
 成の政策をとつた。さうして新しい社會主義的のものをうつけ、  
 そのフルシヨア革命としてブルジョア革命の現段階は社會主義革命の達  
 の現實に立脚した新民主主義の段階でなければならぬと規定し、  
 その具體的實踐目標を孫文の三民主義の民生主義に求めた。さう  
 して戴かとりあげたのは「耕者有其田」といふ孫文の自作農規定  
 である。ここに土地の公有でも私有でもない農有論を提唱した。  
 云はば孫文主義の民生主義は中共によつて具體化せられ、  
 運命に至つた。さうして商工業の企業形態としては合作社をと





かかると果して強國になり、沿海都市と外國資本の影響を受ける。この影響は、北支那の各地方に波及し、日本の利益を脅かす。このため、日本は、北支那の各地方に勢力を伸ばし、その利益を確保しようとする。この結果、北支那の各地方は、日本の勢力の下に陥る。このため、北支那の各地方は、日本の勢力の下に陥る。このため、北支那の各地方は、日本の勢力の下に陥る。

この間に、中国共産党は、農村を基盤として、農民の生活を改善し、農民の組織化を進めた。この結果、中国共産党は、農民の支持を得た。このため、中国共産党は、農民の支持を得た。このため、中国共産党は、農民の支持を得た。このため、中国共産党は、農民の支持を得た。

RA'-0386



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

甚だ粗雑なり。現代中國の歴史的性格の概観を終へた後か  
 への若干の見透しを與へるやうに要請されてある。それは現代  
 中國を貫く線はごころにあるか。ごころに今後の中國の方向をおくか  
 によつて決定せられる。従つてそれは各人のもつ立場によつて違  
 つた解答が出てくるのである。私は今後は中國を支配するもの  
 は中國自主化、統一の基礎にたつて半植民地よりの脱却を要す  
 る民族主義であると思ふ。問題はこの民族主義がデモクラシイと  
 調和しつゝ行はれてゆくか。かゝる社會經濟的基礎はごころにある  
 のか亦それは何によつて形成せられるか。中國民族資本の確  
 立はいかにしてなされるか。また經濟と政治との在り方が、  
 濟の兩者をも規定する中國の社會の性格なり構造なりが、相から  
 あつておし出されてくる。今こゝでその全体にわたつて見透しを  
 つける餘裕がないのを遺憾とする。唯上述し來つた中國の歴史の  
 性格が今後いかなる役割を果しにかに變貌をさげてゆくべきかを  
 指摘するに止める。

八結 言  
 甚だ粗雑なり。現代中國の歴史的性格の概観を終へた後か  
 への若干の見透しを與へるやうに要請されてある。それは現代  
 中國を貫く線はごころにあるか。ごころに今後の中國の方向をおくか  
 によつて決定せられる。従つてそれは各人のもつ立場によつて違  
 つた解答が出てくるのである。私は今後は中國を支配するもの  
 は中國自主化、統一の基礎にたつて半植民地よりの脱却を要す  
 る民族主義であると思ふ。問題はこの民族主義がデモクラシイと  
 調和しつゝ行はれてゆくか。かゝる社會經濟的基礎はごころにある  
 のか亦それは何によつて形成せられるか。中國民族資本の確  
 立はいかにしてなされるか。また經濟と政治との在り方が、相から  
 濟の兩者をも規定する中國の社會の性格なり構造なりが、相から  
 あつておし出されてくる。今こゝでその全体にわたつて見透しを  
 つける餘裕がないのを遺憾とする。唯上述し來つた中國の歴史の  
 性格が今後いかなる役割を果しにかに變貌をさげてゆくべきかを  
 指摘するに止める。



A'4. 1. 1.

四覽

調査局長

一課長

二課長

三課長

四課長

中国の民党内の革新運動

調査資料第六冊

昭和五年七月三十日

再調査

更なる日本の近代化は五ヶ條の御誓文といつた願を漠然とした具  
 象的なものに上つて進められたの對し、この解釋なりはより具  
 體的な實踐内容をもつ三民主義が存する。この中に中國の歴史を  
 軸として動いてきたといふことである。この歴史の性格がその  
 主義がみられる反面、これを金科玉條とする。この歴史の性格がその  
 である。在來の中國は自主化の方向にむかつて、歴史の性格がその  
 けて動員せられてきた。政治へ。即ち軍事的、獨裁政治形態がその  
 は中華思想が奉仕し、政治へ。即ち軍事的、獨裁政治形態がその  
 的性格はこれを補強し、分治への從屬といふ。中國の社會のつ  
 上からの統治指導によつて秩序づけられる他はなかつた。云は  
 中國の近代化は民族統一のためには、強力を軍事的、獨裁的政治形  
 態の完成に歸結を見出し、その強力を軍事的、獨裁的政治形  
 成といふ點において、日本より進められた。早急に脱却しな  
 い。この中國近代化のため。今後、中國の強力を軍事的、獨裁的政治形  
 のと云はざるをえな。今、民生主義の強力を軍事的、獨裁的政治形  
 し、これを裏付けるため。中國の強力を軍事的、獨裁的政治形  
 してゆくため。現代中國の強力を軍事的、獨裁的政治形  
 経借として作用する。云はざるをえな。今、民生主義の強力を軍事的、獨裁的政治形  
 打破すること。中共によつては、猶更至難であり、漸進的改良修  
 聯合政黨による民主化の道をとる他はなからう。一廿一七廿四一稿了  
 と啓蒙による民主化の道をとる他はなからう。一廿一七廿四一稿了

再回 吉野

国民党内の革新運動 (増田)

国民党の改革運動は党内の一部の人々によつて起すた。およ、主として党の要人、前  
宣傳部長 梁寒操等によつて指導されておる  
やうだ。梁は孫科系と目され、党内の所謂  
左派に属する。この運動は目下どの程度に及  
んでおるか。その詳細は、しかりし相者

の反響は言論機關等へあつた。これを、党内  
かして国民党の内訌から革新させようといふ  
ることは、目的に値せず、その革新の目的  
かたは、政府官僚に對する、国民  
化の確立を目指してゐること、この運動は  
党外の民主同盟等の如き勢力とも、その  
に於て、統一の動きを、殊に、孫科系と  
梁寒操系との間に、言議統制と  
して、互に監視するものと、おぼしめされて  
おる。尤も、梁寒操が、党改革の  
第一歩として、執行部を、一新する

(国民党の改革運動の経緯) (口述の経緯)

RA'-0386

0125

3

加のやうな主張をもち、そのやうな実践を  
 してゐるか) 或はしるしとしてゐるか) 何ほい  
 かの。ちよふ又はは、新動力の五期(民国三  
 十五年九月一日)に指導されたものがある。

4

中国の近世の史の史改革新運動は、今年(民国  
 卅五年)三月より、満洲問題がやかましく論じら  
 れ、張莘夫氏が殺され、その時は、撤兵せよ、  
 巨國の学生が加行はれ、口出民族の危機が  
 相まはるとして、口出の社会経済は危殆に  
 立至り、物價は狂騰し、公職人員の生活内

RA'-0386



題がまじしく論じられ、社会一般の人物  
 高に高貴かたくなに、當時重慶の一部の中  
 國人民同志は、このやうな危機を感じ、同時  
 また口を介して必死の闘争を、民主の大道に  
 各党が相立し、相互に攻勢し、  
 党自身かもし不健全な本党の危  
 機があることを見出し、  
 の屋敷を起し、  
 口民党は既に五十二年の歴史をもち

である。この団体は口家に對して如何なる貢獻  
 をしなすか、  
 漢族多國を倒し、中華多國を建立した、  
 民族の協建の障害、北洋軍閥を肅清した、  
 この二つの仕事を完成し、  
 二島より日本帝國に對して協定がある、日本  
 の中國侵略はスウ一貫して政策は、先か後解  
 いた後か、皆州華北を占領し、華中、華南も  
 相ついで奪はうと、  
 之を要する



7

極力中国を壓迫し、俄に  
 力の中あり、~~指し~~が  
 在、この抗  
 りあり、~~指し~~、~~指し~~の  
 びあり。口民  
 するありし  
 地大なる  
 此の依

8

し  
 つた、三民  
 關の中  
 を建  
 る。口民  
 しと  
 二十餘

専ら権利を争ふべきとする。しかして他の政權  
がこの権を行使して、おのれを専らに食つてつて口民  
意を改訂し、押しよせしめよつて若干の権限の  
地位にありつたものとす。

口民意一部の同意は、先回の前途に同くし、  
かく二三月より討論を開始して、先づ臨時の  
小組にこれを特別に研究したか、後には臨時  
中央委員の討論し、あつた回数に於ては  
毎回の討論の同意を加し、毎回の討論の  
結果

した、かくし四回の準備を終つて、革命の方向は  
あつた一つの結果を得た。毎回の討論は不協和の  
空気が充満した。かくして民権の討議は、  
準備した下の四つの基本精神を確立した。

- 一、革命同志の團結し、党内の民権を實行す
- 二、官僚資本を打倒し、民生主義を實行す
- 三、官僚の物を肅清し、民主政治を實行す
- 四、民族の氣を奮揚し、国家主權を保障す





何故に革命因なき團結して、意内う民主を定む  
一革命のありありあり、<sup>内部</sup>これは意の<sup>内部</sup>と革命終  
せんと欲するものは、必ず革命因を團結しおける  
ありぬからむ。 然ばこそこのハツキリなる<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
口民意の<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
内部の<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
派閥の<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
主権の<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
革命の<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>

とばかりと論ずるなら、<sup>内部</sup>る方法は<sup>内部</sup>の民主を  
定むるに<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
明文<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
から下<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>  
必ず民主を定むるに<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>、<sup>内部</sup>



何故に物々々定債券本を打倒し、民生主義  
 を実行しちりし田中らぬか、これは今日人民の最  
 も痛心しむるの正債券本である。 （からぬ、こはは官  
 債券本は一方 （は） 大官となり （一方は官債券本）  
 とし、奸商と結託し、権勢と （権勢と） 官金を利用し、  
 個人の資産を没収せしめ （このからぬ、） 其の結果とし必お  
 困窮を （困窮を） 招きし物債を削減し、千餘億を押し  
 け、富豪の懸隔を促し、全体の社会経済に不  
 安な影響を及ぼし、こゝに一般民衆に甚大の

苦痛を每人に （苦痛を） 与へる。民生主義は地権を平均  
 し、地権を平均し、こゝに口出債券を没収し、  
 目的とする、この結果官債券本は絶対に存在せ  
 ゆる事あり。 （ゆゑに） 必お根柢から打倒せしめ （必お）  
 べき。 （べき） 上海の （上海の） 一円を （一円を） 銀行に貯け （銀行に）  
 片一千元の利息が （片一千元の） 幾分は （幾分は） 多分 （多分） 一  
 利息 （利息） しかあつた。 （しかあつた。） 地権の状況は （地権の） 形勢 （形勢）  
 なるか、大抵 （大抵） 同じだと思ふ。 （同じだと思ふ。）  
 本家の不平等所得である。 （本家の不平等所得である。） 形は （形は） 何等 （何等）  
 たり （たり）





15

彼等の金銭は持多ど<sup>り</sup>か<sup>ら</sup>なり<sup>の</sup>かと、こ<sup>の</sup>は<sup>大</sup>  
 多<sup>の</sup>人の身<sup>に</sup>上<sup>り</sup>か<sup>う</sup>利<sup>を</sup>と<sup>り</sup>て<sup>は</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>の</sup>り<sup>の</sup>り<sup>の</sup>り<sup>の</sup>  
 切<sup>か</sup>ら<sup>う</sup>然<sup>ら</sup>ば<sup>は</sup>必<sup>ず</sup>民<sup>生</sup>を<sup>我</sup>を<sup>儲</sup>成<sup>に</sup>に<sup>寄</sup>り<sup>か</sup>  
 あり<sup>し</sup>ゆ<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>  
 用<sup>に</sup>三<sup>に</sup>に<sup>の</sup>改<sup>革</sup>に<sup>つ</sup>り<sup>て</sup>、<sup>事</sup>を<sup>か</sup>  
 最<sup>も</sup>不<sup>満</sup>に<sup>す</sup>る<sup>と</sup>ころ<sup>は</sup>官<sup>僚</sup>を<sup>裁</sup>ひ<sup>の</sup>ある<sup>に</sup>、官  
 僚<sup>を</sup>裁<sup>は</sup>は<sup>ら</sup>ず<sup>の</sup>一<sup>般</sup>の<sup>民</sup>衆<sup>と</sup>な<sup>る</sup>を<sup>か</sup>、お<sup>の</sup>の<sup>一</sup>  
 般<sup>の</sup>民<sup>衆</sup>を<sup>裁</sup>ひ<sup>し</sup>を<sup>る</sup>。一<sup>般</sup>の<sup>官</sup>吏<sup>は</sup>つ<sup>つ</sup>し<sup>て</sup>  
 ち<sup>の</sup>事<sup>は</sup>は<sup>ら</sup>ず、功<sup>を</sup>と<sup>り</sup>て<sup>は</sup>た<sup>ら</sup>ず<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>  
 過<sup>り</sup>

16

ところ<sup>を</sup>裁<sup>は</sup>は<sup>ら</sup>ず<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>  
 切<sup>か</sup>ら<sup>う</sup>然<sup>ら</sup>ば<sup>は</sup>必<sup>ず</sup>民<sup>生</sup>を<sup>我</sup>を<sup>儲</sup>成<sup>に</sup>に<sup>寄</sup>り<sup>か</sup>  
 あり<sup>し</sup>ゆ<sup>な</sup>ら<sup>ず</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>  
 用<sup>に</sup>三<sup>に</sup>に<sup>の</sup>改<sup>革</sup>に<sup>つ</sup>り<sup>て</sup>、<sup>事</sup>を<sup>か</sup>  
 最<sup>も</sup>不<sup>満</sup>に<sup>す</sup>る<sup>と</sup>ころ<sup>は</sup>官<sup>僚</sup>を<sup>裁</sup>ひ<sup>の</sup>ある<sup>に</sup>、官  
 僚<sup>を</sup>裁<sup>は</sup>は<sup>ら</sup>ず<sup>の</sup>一<sup>般</sup>の<sup>民</sup>衆<sup>と</sup>な<sup>る</sup>を<sup>か</sup>、お<sup>の</sup>の<sup>一</sup>  
 般<sup>の</sup>民<sup>衆</sup>を<sup>裁</sup>ひ<sup>し</sup>を<sup>る</sup>。一<sup>般</sup>の<sup>官</sup>吏<sup>は</sup>つ<sup>つ</sup>し<sup>て</sup>  
 ち<sup>の</sup>事<sup>は</sup>は<sup>ら</sup>ず、功<sup>を</sup>と<sup>り</sup>て<sup>は</sup>た<sup>ら</sup>ず<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>なり<sup>の</sup>  
 過<sup>り</sup>

かく、一<sup>部</sup>個人の地位と利益とを堅持するに  
 よるべきである、自己の地位を鞏固にするに  
 上<sup>に</sup>司<sup>の</sup>迎合し、公衆を岐視する、自己の利  
 益を奪取するものは上を瞞し下を欺き、一切に  
 一般の官僚風を<sup>去す</sup>、政府の官吏の中  
 に<sup>は</sup>多<sup>く</sup>或<sup>は</sup>久<sup>く</sup>このやうな官僚の気風  
 が<sup>は</sup>浸<sup>り</sup>こんでゐる、それは<sup>は</sup>公衆<sup>の</sup>利益<sup>を</sup>  
 ことである。かゝるやうなものは、國家の建設及  
 び人民の信仰<sup>に</sup>は<sup>は</sup>い<sup>は</sup>く<sup>も</sup>不利<sup>な</sup>ものである、おから

我々には必ずしも<sup>は</sup>む<sup>ろ</sup>に<sup>は</sup>腐<sup>敗</sup>し<sup>て</sup>お<sup>り</sup>な<sup>ら</sup>ぬ、腐  
 敗の方向と<sup>は</sup>い<sup>は</sup>な<sup>か</sup>ら<sup>ず</sup>、<sup>は</sup>受<sup>け</sup>取<sup>ら</sup>れ<sup>る</sup>べき<sup>に</sup>  
 である、興<sup>隆</sup>と重視し、民衆<sup>の</sup>利益<sup>を</sup>止<sup>め</sup>し、民衆  
 の興隆の監視<sup>を</sup>下に、<sup>は</sup>必<sup>ず</sup>の<sup>は</sup>官吏は<sup>は</sup>自己の存在  
 のために<sup>は</sup>必<sup>ず</sup>の<sup>は</sup>努力<sup>を</sup>せよ、自ら<sup>に</sup>努<sup>め</sup>を<sup>せ</sup>よ  
 努力するに<sup>は</sup>必<sup>ず</sup>の<sup>は</sup>官吏も<sup>も</sup>一<sup>部</sup>  
 であるのである。  
 民衆の利益を<sup>は</sup>支<sup>持</sup>し、國家の利益を<sup>は</sup>保<sup>障</sup>す  
 るに<sup>は</sup>必<sup>ず</sup>の<sup>は</sup>目下<sup>の</sup>状況<sup>を</sup>必要<sup>と</sup>す





以上の内容の四種の基本精神は、今日世界中に生存  
 を図るに當つて缺くべからざるものと云ふべきであらう。こゝに  
 七全四人民の相若しに氣をつけ、相若しに氣をつけ、  
 ありあふ。おかしなものはこれをもいふ。今も尙ほ革命の  
 節を推進する基本精神とする。

次に物々ほめ、この四種の精神に  
 やつて行き、この精神の革命を遂げるに、ついでに  
 う。それは、然らばこの革命を遂げるに、ついでに  
 討論して、この革命を遂げるに、ついでに  
 結果は、具体的な組織は作り出すことに決定した。こ  
 れは物々ほめ、この四種の精神に、ついでに  
 自らからいふ。かくして十数人の召集人を推挙して  
 推進の責任を肩あせらうとした。方針はついでに  
 人々の意見が、ついでに、ついでに、ついでに、ついでに、  
 見方からいふ。



23

意見は、これにて一紙は特約記者等も主張し、  
信條に反対して直ちに有部反打撃を為さしむとす  
の事あり、他の一紙はこの革命運動部は、この革命  
教人の信條を拒絶せしめ、功を著すべしとす、  
同様の事この運動部を起すべしとす、  
よく動を著すべしとす、  
しつゝ、運動部を起しし、  
精中島等が、  
せしめ、  
一紙の

22

後、革命運動部は始め、  
一紙に、  
わとす、  
信條の事、  
革命運動部と、  
何れか、  
いふ、  
う、

0137

こ、党内の異議も党内より党内を招聘して研  
 究するに必要なり。この市議上の組織としては在り  
 各地の党改革新を議案を打ち出す計画に  
 あり。こしとまた東京に革新週刊社が  
 あり、既に三張出版してあり。こしは党内の革新  
 運動に討つし最も鋭いし最も研究しつゝ同志の  
 執着を担任してあり。この在議案は在野的性  
 質のものあり、代表として云々論議のりつて  
 客観的立場をとつてある。口は現実の危機は

共、一方は刊行物も出版して宣傳せよ、  
 党内にはさういふ必要も強めて行くことと  
 共、そのあり。組織の方面には、  
 一つは中央を統一するにあり、こしは横の組織  
 のあり、上級と下級との区別はあり。党内の  
 中の改革は、  
 母大郎が加藤（のうたろう）  
 といふこと、口は、  
 外交、国防及び経済内閣等の専門委員会を設け、  
 外交、国防、政治、経済、外





28

義を信ずるに  
 ありては、  
 此の他の意見  
 中回とは、  
 七二  
 かの  
 の力  
 のは必  
 を飽

27

切か  
 二の  
 一は  
 ぬこ  
 の大  
 打  
 こ十  
 し、  
 二は  
 一は

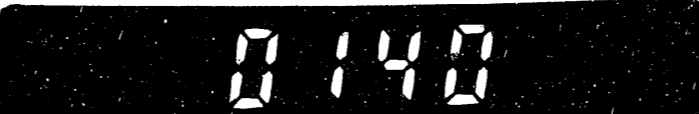


30

中国の民衆は、いよいよ革命の準備が整った。中国は、  
 絶えず、  
 中国の老弱は、最も聰明であり、  
 の機曾さへあつた。口は、建設は必ず必要  
 猶ほ、  
 力し、  
 口は、  
 東と安定し、  
 有る。

29

このことは、  
 事として、  
 を、  
 か、  
 極め、  
 平和的、  
 口は、  
 老ニ、  
 中、

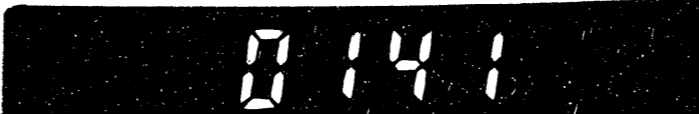


32

このはみる美人をよむ、あしとて面日若人は批評  
 を相水ない。批評は歓迎すべきであらう、感概する所  
 である、何故か批評は自己の改善を即ちその  
 であるから。故に再び言論を鼓舞し、新聞を統制  
 するものごとを切つてはけがない。我々も速に中央  
 新聞を刷新し、新聞部を一新し、新聞部を一新し、  
 刷新し、新聞部を一新し、新聞部を一新し、新聞部を一新し、  
 一、革新同好を團結する運動——團結の力  
 革新はきく、革新はきく、革新はきく、革新はきく、革新はきく、

31

この中めらうが、人子制の極まりは力に盡  
 内の監督を掌り、同時に多記名を信に非ざる物  
 は多し、何故か我々は良心の自由を擁護し、  
 一、新聞の専らつて新聞部を一新し、新聞部を一新し、  
 學は法しと興わつて、我が國をかつくことあり。遂  
 目下各地の學を、之の革新運動によりて正し  
 軌道を進入し、その革新運動の極大の  
 傍である。そのかう新聞は自由なり、新聞は自由なり、  
 十分、人子に批評させ、新聞部を一新し、新聞部を一新し、新聞部を一新し、



94

二、非常の但懺を徒有とするに違ふ——（これを）志の  
 但懺は其の力にあり、其れは信に成る、  
 是等の目的は各自治会、各自の団員を  
 みるより方面に在るより努力させよとある。  
 三、自治検査  自治会、信用、探検、  
 能力を徹底的に検査し、同様に各所の各團  
 の工作と協同的検査する。  
 四、農工文化日、青年、信譽、人子も吸収する。  
 五、各團の基盤但懺を改良する。  
 六、各級但懺を改善する。  
 七、中央及び各市但懺を充實する。（これを）  
 八、民を習慣を培養する。——（これを）民を信に  
 成りしめるには先づ民を習慣を培養するにあ

外務省

99

有けるは、ぬ、その権限と争つて相立り争持する事  
 の氣風を興う、除かすやうな。口は争う、目的は共大  
 の為め、其れは化と分裂とある、七、かゝるいふ革命は  
 づつと進み、一方では舊法の素因を革除の除くと  
 する、一方では其の國法をお守りする、國法と革  
 命とは矛盾に成る、かゝる必要、私と公と  
 あり、そのは、（これを）國法を守りて争つる革命は  
 争つる、そのは、（これを）國法を守りて争つる革命は  
 争つる、そのは、（これを）國法を守りて争つる革命は  
 争つる、そのは、（これを）國法を守りて争つる革命は  
 争つる、そのは、（これを）國法を守りて争つる革命は  
 争つる、そのは、（これを）國法を守りて争つる革命は

の形

RA'-0386

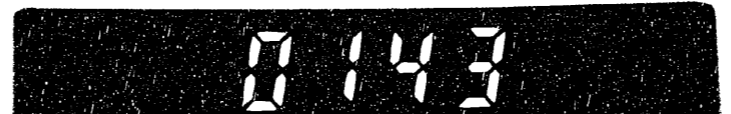


(1) 批評攻撃する。要旨を述べ、その旨を提唱する。  
 (2) 少知か多数に服従する。又、協力を加する。  
 (3) 思想範疇選挙運動部。選挙運動部は、政治運動と  
 政治界の刷新の中心にあり、その旨を述べ、その  
 選挙の目的は、各自党派を超えて、共同の目的を  
 達成することにある。各々の意見を述べ、その旨を  
 (4) 各級支部、各級団部の選挙は、選挙運動部  
 を團結する。選挙運動部は、選挙運動部を  
 (5) 各級支部、各級団部の選挙は、選挙運動部  
 各級支部と選挙運動部とを團結する。選挙運動部  
 各級支部と選挙運動部とを團結する。選挙運動部

外務省

(1) 自信心。その選挙の目的は、各自党派を團  
 結し、選挙運動部を統一し、選挙運動部を  
 (2) 自信中心の気風。選挙運動部は、個人  
 取組む。選挙運動部は、個人取組む。選挙  
 (3) 選挙運動部の習慣。選挙運動部は、個人  
 (4) 選挙運動部の習慣。選挙運動部は、個人  
 の選挙運動部は、選挙運動部を統一し、選挙  
 選挙運動部は、選挙運動部を統一し、選挙

外務省



18

六、改政を革新する運動——改政は一部の肉  
 體の中の心身をも信じる。この運動の目的は  
 憲法を改定し、改政を遂げ、憲法を  
 改定し、憲法を改定する。この運動の  
 意義は、國を治するに必要なる法を改定する  
 ことである。

(1) 六倉大倉の改政系を實行することをおぼす  
 (2) 二中倉金の改政相先の人事情勢の紹介の  
 決断を迅速に実行すること  
 (3) 従政委員の管理を要する  
 (4) 財政の公開を要する  
 (5) 党員の野を登記の實力を要する

外務省

17

時代の波は、一般民衆の運動の指針となる。五、民衆に深入する。國運第一——社会の発展は、  
 社会の発展を促進する。この運動の目的は、  
 社会の発展の目的は、社会の発展の力をも  
 増せしめ、その下層に進行し、職員の力も  
 下につくことである。この運動の目的は、  
 指針とする。党員団体の力をも、その力も  
 (1) 民衆団体に對する  
 (2) 農林の発展  
 (3) 地方自治団体の発展  
 (4) 学校及び同視の発展  
 (5) 工場及び銀行の発展  
 (6) 合衆社の発展

外務省

RA'-0386

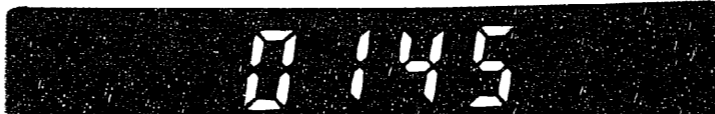
0144

(1) 民族を尊重し、民族を尊重する  
 (2) 民族間の問題を解決する具体的辦法を提  
 出する  
 七、華沙は先づ我々が燃める運部——  
 情すところは是の如くを以ておめするべきこと  
 信する。この運部の自由は、各自意を固く  
 かなる地神々精神を實踐し、各自意を固く  
 信するやうにせよ  
 (1) 坦白多量  
 (2) 良心の批評を要する  
 (3) 力行  
 (4) 守戒  
 (5) 聖約を遵守

外務省

(6) 正義を主張す  
 この運動は其の困難なるものありしを知らずして  
 信じてゐる、たゞ世界の情勢に照らし、国内  
 の要請に合ふべきとするを要する、またこの運動の  
 成功を信ずるが、信し得るものあり、この實踐に努  
 力すべし、必ず立証は可能である、因ては華  
 沙に信じて、民間を連立せんとすべし、華沙は華  
 力にこそこそ成功せられ、これは信託の力の故  
 であることのみである。  
 この華沙運動は現代の甲回に於ては、あはく  
 口文の言ひ道理、天に告ぐ人々に、世界の  
 情に適合し、人々の間に合致するべき事

大衆 外務省



A 8161

調五資料二三  
昭和二十三年七月

毛沢東 著  
「遠合 政府 論」 紹介

執務参考

外務省調査局第五課

41

正に一致する、わが国は必す成功し得る、  
たに革命同士の真意な努力ありの所なり。

外務省

RA'-0386

0146

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





中國文化界の動きといつても、目下中國を大きな混乱におとし  
入れているところの軍事的政治的対立する二大勢力の相剋によ  
つて動かされてゐる。この分野においての文化のあり方が  
見るに文化的には自由主義者が多いから、反独裁的傾向をもつが  
故に、思想的主流としては國民政府の範疇外にあるといえる。いま  
著明な文化人たちは國民政府の文化が政治と極めて密接な關係に  
るといふが、これは中國の文化が政治と極めて密接な關係に  
て動いている実証だといふ。この文化が政治と極めて密接な關係に  
主化への輿論は、既に抗日戦争の終末の様相を呈して来た。一九四三  
年頃から盛んになつたが、この國民党独裁への反対をあらわす輿  
論は終戦と共に世界における「ファシズム」の崩壊という事態に伴つ  
て、民主主義的体制の樹立、或は強化への要望といふ一時の怒潮に  
あうられ、急激に高まつて来た。そしてこの民主化の輿論は政治  
的國民党批判、或は國民党独裁への否定を次第に明瞭にし、政治  
主体の改革が望まれるようになった。  
一方、終戦と同時に開始された日本軍撤退の「アト」を狙つて、國  
共兩軍が各々自己勢力の扶植を既成事実化せんとして激しい争奪  
をはじめ、ようやく内戦の様相を呈して来た。日本の投降によつ  
て和平の到来を願つた人民大衆はこの新しい國內の形勢に失望し、  
内戦反対の叫びが澎湃たる動きとなつた。而してこの内戦反対の  
叫びは、そのまま國民党の軍事的行動の強行を牽制するが如き意

向をも、その内を含められていた。それは國民的の「フエ」化  
への抗議の形をかえたりとして、國民党自身にも感知された。  
しかし表面から「内戦反対」といふ声を直接彈圧することは出来  
ないから、彼等は中共を目標として、中共の反國民党的軍事行動  
を牽制し、「内乱反対」の「スロ」ガンを以て、対峙した。かくして  
國民の相剋は終戦と共に再び激化の道を辿る情勢となり、國內不  
安は再燃した。そこで自由主義的傾向をもち、且つ國民党独裁に  
嫌らずとす一派に指導される民主同盟が両者を調停する恰好の  
地位に立つ結果となり、内戦反対と民主化とを「スロ」ガンとし、  
輿論をキヤッチして活潑な政治的動きを見せるようになった。文  
化界には自由主義者が多く、独裁に反対する傾向をもつが故に、文  
この民主同盟の線に合流し、合法的に國民党と國民政府とを牽制  
し、或はこれを崩壊せしめようとするかの如く、自由と民主とを  
一せいで叫び、「民主」「周報」等の雑誌によつて、文學界の人  
まで「鄭振鐸等」熱烈に表面から政治問題を論じ出した。

RA'-0386

0148



てこれまで如何にフアツシヨ的な拘縛を加えていたかが知られる。  
これらの拘縛を脱せんとする声が民主と自由への要望として輿論化  
し、政治協商会議を推進し國民党政府の専制獨裁を崩そうとした  
ことが知られる。文化界は先登となつて、このよ様な政治的意図  
を貫徹しようとした。

しこうしてこの協商会議は結束した反國民党的な風潮は、國民  
党右派を憤激せしめて、三月一日から開かれた同党の二中  
全会において、右派が勝ちを制してついに協商会議の諸種の決定  
をくつがえして、これに重大な修正を行つた。協商会議にま  
で伸びた輿論は、この時、たちまち國民党によつて阻止され、み  
て客観的にも事態を更に非難せしめ、支那の支那軍の満洲撤退  
の三月七日より「と共」に撤兵地城の支那軍をめぐつて國共兩軍  
の間に再び廣汎な争奪戦が盛り返されるようになった。このこと  
を得る。しかも主要都市は中共に占領され、國民軍はこれを坐視し  
得なくつた。妥協の停戦を斡旋するにいたり、國民軍はこれを極  
に軍事行動を開始し、張家口を攻めて陥れ、國民軍の内戦は拾  
收され、この状態に進展した。張家口を攻めて陥れ、國民軍の内  
言論には漸々圧迫が強くなり、「週報」「民主」等の雑誌は停刊  
され、民主化の叫びも、実質的な進行秩序を見ないうちに、内戦  
の拡大と共に、政治的重圧やテロ行為が文化界にも伸びた。例え  
ば七月に昆明の西南連合大学教授間一多が民主同盟領袖李公樸殺  
害に巻き込まれた。同大学の教授及び雲南大学の十一教授は同月  
飛行機で同地を脱出するといふ如き事件がある。このように、

迫は、次第に文化界を低迷せしめるようになった。政治的圧力を  
脱れようとする傾向として新しい趣味のない至好色の現象が文  
学界には目立つようになつた。

このような文化界の様相を比喩的に説いてゐるものとして、一  
九四六年十一月出版の雑誌「文藝春秋」は「文藝時論」におい  
て次のようにいふた。「黒色の蝙蝠、黒色の蜘蛛、羽はたきのな  
い鳥、十かまたこの暗い果てしない幽林の中を飛び廻り出  
た。これは政治的な暗黒なマアジズムが文学の世界にまでも伸ばさ  
れたことを暗に物語つてゐる。更に十字街頭を離れた、群衆を離れ  
た。ある作家は沈黙して、彼等の苦痛の中にかくれ、懸命になつ  
て書き、工作することによつて内心の苦も人をこく服しようとなつ  
て「現実を離れるな、大衆に接近せよ」といひながらも、彼等が  
「現実を離れて行くことを論者は嘆いてこらう。屍骨が荒涼たる暗黒の  
墳墓の中からまた起ち上り、そして色情的な人の心を迷わす歌を  
歌ひ出してゐると、エロチシズムの氾濫を指摘し、その発生の政  
治的・社会的不安を衝いてゐる。そしてこのような文化の低迷を  
打ち破るために、キホトラの如く立ち上らねばならぬ。りりしく  
鎧甲を身につけて、あの魔術師の廻わす風車に狙いをつけて、一つ  
の猛烈な爆弾を投げつけねばならぬ！」と。

RA'-0386

0151

文化界一般は、右のような文学的現象に對する批判的論評に見  
られるように、國民党的彈压的政策的現象に對する暗黒な空氣た  
らぬ政治関係なき花鳥風月趣味や商業主義的エロチシズムのみ  
に政治的改革の理想を文化の面からも推進しようとする  
指導的文化的政治的革新の矛盾等は依然として合法的政黨として  
在る文化人・政治的若者の線に沿うて、國民及國民政府に批判  
的態度でのみ民主同盟の線に沿うて、國民及國民政府に批判  
めた。

中国社会の不安の根本は、國共の内戦といふ軍事的な事態に原  
因して、この事態から必然的に生産の衰退、流通の梗塞と  
止するところがない結果をもち、内戦とインフレーションの昂進は停  
止する根本となつており、これは文化をもい靡せしめてくる。  
文化界の一角が團結的なる一つの勢力としてこの不安に抗議し、こ  
の不安の責任者としての國府への反抗の形で起つたのは、四七  
年五月から六月にかけての全國的な学生騷擾事件である。従來も  
屢々学生は中国社会の推進力として重要な運動を起したが、「内  
戦」と「饑餓」とに反對すると云つて彼等は当局への請願とい  
合法的形をもつて全國的に運動を起した。当局はこれに對して  
合法的形をもつて非常手段で鎮壓に當ると共に、蔣介石の声明  
まで發せられたが、流血の非常手段はこの学生運動の背後にある政治關係を  
さかして中共の策動なりとし、中共運動の背後にある政治關係を  
逮捕された。この事件と同じころにまた多数の民主同盟に屬する者が含まれ  
ていた。この事件と同じころにまた多数の民主同盟に屬する者が含まれ  
合晚報等の反政府的色彩ある新聞も停刊された。「新民報」一連  
し、この事件の初めから民主同盟に對して次第に國府は彈压を強加  
が、國府新聞局長から発表され、民主同盟は中共の手先であるとの批  
體」と認め、多数の黨員が逮捕、或は統殺される事件が諸方に起

RA'-0386

0152

民主同盟の彈圧と共に、これを支持し、この線を守つて政治的  
発言をして、ひそかに自由主義者の文化界の人々（郭沫若、茅盾等）も  
國民政府治下の文化界にはかくて政治的自由主義者の生息を不可  
能にして、今日益々その独裁化は色濃くされた。だがそれは表面上  
のこととて、自由民主の工作（それは中共と或る部分では合体して  
いると思われ）は地下的に根づくにつけられていられると思わ  
れる。  
なお参考として最近中國（主として上海）において発行されて  
いる雑誌の目録と上海発行の中國新聞紙の一覽を左に附録する。

中國現行雜誌（一九四七年十月現在）

綜合

自由叢刊

時代批評

時文

時與文

世界知識

文摘

現代文摘

生活文摘

觀文

週末觀察

時與潮

國訊

世界週刊

民主論壇

天文台

亞洲世紀

智慧

再生週刊

世界月刊

學風

中央週刊

中央日報週刊

前途

新開天

中國新聞

現與新週報

內幕新聞

天下論

創社公論

遠風

主流

自由天地

公論

社會公論

現代

學術・文化

現與叢刊

中蘇文化

中國建設

大學生

讀書與出版

國文月刊

社會月刊

教育通訊

中學

新中華

東方雜誌

中華教育界

活教育

哲學評論

中央圖書館館刊

教育雜誌

中學月刊

活教育

哲學評論

地理學報

三民主義半月刊

中學月刊

活教育

哲學評論

中央圖書館館刊

文藝・詩

文藝復興

中國作家

文藝春秋

文學雜誌

文藝生活

蘇聯文藝

文藝知識

創世紀

文學雜誌

文藝生活



蘇聯醫學 醫學研究	醫學・健康 中華法學雜誌	經濟週報 經濟導報 證券月刊	經濟・法律 工商新聞	工程界 維工業 中華工程	工商・技術 工商新聞	科學・無線電 科學世界	科學 科學世界	小孩子 科學・無線電	小朋友 科學・無線電
醫學 醫學研究	醫學 醫學研究	金融週報 合作經濟 證券市場	上海工商 工商知識	工程報 染織工業 上海工商	科學世界 無線電雜誌	科學世界 無線電雜誌	正 兒童故事	兒童 兒童故事	兒童 兒童故事
西南醫學雜誌 家庭醫學	中西醫學 中華健康雜誌	經濟評論 財政評論 清議	工商天地 水產月刊	工業月刊 紡織染工程 工商天地	科學大眾 無線電世界	科學時代 電訊	兒童 兒童世界	兒童 兒童世界	兒童 兒童世界
中華醫學雜誌 健力美	銀行週報 中央銀行月刊 新世界	銀行週報 錢業月刊 法令週刊	公債會計月刊 西北實業月刊 公信月刊	化學世界 紡織染季刊 商學研究 公信會計月刊	科學 科學時代	科學 科學時代	兒童 兒童世界	兒童 兒童世界	兒童 兒童世界

開明少年	少年・兒童	新學生 新婦女 新婦女 新婦女	青年知識 青年生活 青年界	文壇遊擊 茶話 自由談 人物雜誌	小品 自由談 人物雜誌	寰球畫報 滑稽滑話	聯合畫報 藝文畫報	畫報 藝文畫報	大家 藝文畫報
中華少年	少年 少年說物	婦女文化 婦女聲 現代婦女	青年生活 青年界 現代婦女	京滬週刊 春風 論語	野 時與潮副刊 西風 永安 大偵探	中國生活 中國畫報	藝文畫報 中國生活	人世間 文藝青年	人世間 文藝青年
新少年報	少年 少年說物	婦女 婦女聲 現代婦女	青年生活 青年界 現代婦女	京滬週刊 春風 論語	野 時與潮副刊 西風 永安 大偵探	中國生活 中國畫報	藝文畫報 中國生活	人世間 文藝青年	人世間 文藝青年
新兒童	少年 少年說物	婦女 婦女聲 現代婦女	青年生活 青年界 現代婦女	京滬週刊 春風 論語	野 時與潮副刊 西風 永安 大偵探	中國生活 中國畫報	藝文畫報 中國生活	人世間 文藝青年	人世間 文藝青年

RA'-0386

0154



健與力 旅行衛生 旅行雜誌

映畫・演劇・音樂

電影圖報 青青電影

樂學 新影劇 兒童音樂

國防・建設

國防月刊 交通月刊

中國海軍 國防新報

地方自治 紅綠燈

警務月刊

工礦建設 現代農民

中國的空軍 世界農村

航空建設 市政評論

中外影訊 大青無線電

新音樂 藝壇

米高梅影訊 中國攝影

現代英語週刊

當代文獻

中華英語(高級)

リダーズ・タイムズ

國光英語

實用英文(高級)

中華英語(淺級)

ライフ

密勒氏評論報

英文月刊

實用英文(淺級)

各著選訳

タイム

(以上は民國三十六年十月七日「大公報」所載、上海書報雜誌聯合發行所の廣告による)

上海發行新聞一覽(一九四七、九月)

中央日報 大公報

益世報 和平日報

時代日報 立報

新民晚報 新夜報

華英晚報 國民午報

新聞報

東南日報

金融日報

大晚報

申報

商報

大衆夜報

前線日報

正言報

時事新報

RA'-0386

0155

一、中国共産党の領袖毛沢東が、一九四〇年一月十五日発表した「新民主主義論」と、一九四五年四月二十四日発表した「連合政府論」は、中国共産党の政策とその理論的基礎を明らかにしたもので、歴史的な二大論文である。その内容は、中国研究者に広く知られて、前者については訳文も流布せられたため、その内容はあまり世に知られていない。この論文の骨子は、「新民主主義論」と同一であり、謂はばその説明にすぎないが、これより更に具体的には、中国共産党の諸政策は、全面的衝突状態に入つて今日に至つて、その後不幸にも、中国共産党は今日に至るまで、この路線から一步も出ていない。中共の主張と政策は、本文は長大な論文であるので、ここにその概要を紹介して、中国共産党研究の一参考資料とする次第である。

外務省調査局第五課長  
 田中三男

昭和二十三年七月

第一、「連合政府論」の紹介

四日、「連合政府論」(「論連合政府」)は、一九四五年四月二十日、延安で開かれた中共七大大会における毛沢東の政治報告である。

當時は連合軍の対独作戦が予定通り進展し、ソ連軍はベルリン郊外に殺到(四月二十三日)してドイツの降伏は目捷にせまり、一方太平洋戦線では硫黄島陥落、米軍沖繩上陸について小磯内閣瓦解し、枢軸陣営の崩壊は最早や確定的であつた。日本はクリミア半島のヤルタ会談(二月上旬)が、ドイツの無條件降伏と、ドイツ降伏後に、ソ連の対日戦参加等を決定した。た秘密協定の内容を確認することなく、ソ連を仲介として対米和平交渉の手をうつなどの見当違いを演じていたに反し、中共は的確な国際情勢の判断に基いて抗戦必勝の自信を固め、「連合政府論」を以て国民党に呼掛け、日本との中途半端な和平妥協論を排し、民族戦線の統一と国内の團結強化を力説した。

「連合政府論」は中国のブルジョア民主主義革命段階に於ける連合独裁(連合支配)の必然性を説き、そのために採らるべき軍事、政治、経済、外交、文化等の各分野に亘る具体的諸政策を論述し、「打倒日本主義」の方向を明示している。その主張を要約すれば、「打倒日本主義」の方向を明示している。その主張を要約すれば、「打倒日本主義」の方向を明示している。その主張を要約すれば、「打倒日本主義」の方向を明示している。

諸党派を含む正式の連合政府を樹立する」ということにつぎる。

一九二四年、国民党一大大会が決定した「連合工農」の政策は、連合独裁思想の一つのあらわれであつたが、此の思想の発展がその後の中国革命の経験によつて一層豊富にされ、「連合政府論」においては更に明確な連合独裁理論を形成した。「長期合作」の可能性を説き、抗日民族統一戦線の理論的根拠としたのであるが、その立場はあくまで彼の新民主主義理論に立脚したものであつて、孫文の三民主義が民族ブルジョア階級の立場から取上げたものを、プロレタリアートの立場から主張していることは言うまでもない。

新民主主義の政治体制、換言すれば中共の政治形態の特質は「三三制」において指摘される。中共はその支配地区でその支配権を独占することなく、これを他の政党、無党派に広く開放している。即ち立法、執行の両機関において、中共黨員の占める割合は三分の一にとどめ、他の三分の一を他の諸党派に譲り、他の三分の一を無党派に開放している。何故か、この「三三制」の政権形態をとるかと言へば、現段階の中国革命が単純なブルジョア民主革命でなく、廣汎な國民大衆を含む革命的階級の共同闘争を意味し、從つて進歩的な諸政党、無党派人士の連合独裁を意味する半植民地的後進國民家の解放革命であるからである。毛沢東はこれを中國の新民主主義革命と規定した。

二期の段階に立たされた中国の現状にあつては、これを具体化したものである。その中に述べている「中共の政策」の一節において「ブルジョア民主主義革命とはその革命対象が一階級階級でなく、民族压迫と封建压迫に反対し、一階級に私有財産を否認せず、却つてこれを保護するものである」と述べ、さらに「中共の目標は社会主義革命であり、共産主義の諸条件よりして、直ちに現在の段階から一氣に共産主義に飛躍することには不可能である。当面の任務は帝威主義の攻勢を排除し、侵略者日本打倒、國內の封建的压迫を退け、國民党的反動政策排撃、新民主主義的連合政府を樹立し、自由、独立、民主、統一、富強の新中國を建設するにある」とも述べている。

植民地、半植民地においては民族ブルジョア階級も革命陣営に加わるべきものとすれば、当然それらを含めた連合統治を考慮せねばならぬ。即ち連合独裁の主張は労働者農民だけの独占的論となり、「連合政府論」へと発展したものであつて、「長期合作」去のソヴェト革命段階に見られなかつた新民主主義の進路を具體的に指示している。

一九三九一四三年間、国民党政府は三次にわたる大規模を反



5

第二 内容の概要

一 中国人民の基本的要求

忍苦に満ちた八年の抗日戦に新しい局面が現出されんとする。この前には、しかし中国の團結が強固でなかつたため、危機は依然我々の前にある。今日の中国にとつて一番必要なものは團結である。即ち各党派、無党無派の代表を糾合して、抗日力量を總動員し、同盟國との連合作戦を強力に展開する。かくて侵略者日本の手の中より中国人民を解放した暁は、廣はん民主的基礎の上に立つて國民大会を開催し、各党派、無党無派を含む正式の民主的連合政府を成立せしめ、中國を獨立、自由、富強なる新國家に建設する。

二 國際情勢と國內情勢

國際情勢は各國反動分子の予想を裏切り、英、米、ソ三大民主國家の團結を實現した。一九四五年二月のクリミア會議（注）やルタ協定を指す一と四月桑港における國連會議は世界の大勢が反ファシズムへの道へ向うことを明示し、これらの會議が世界平和建設の起点となることは、はや明かである。従て今後國際間の重大問題が三大國をい至五大國の協議により解決されねば

4

共闘争を敢行し、抗日民族統一戦線は幾度か絶望視されたが、終戦直後行われた蔣毛會談において、中國民主化に不可欠な十

二條件が協定され、これ等は、米、ソ三國の國際勢力によつても全面的に支持され、更に劃期的な政治協商會議へと発展した。

三 同會議では（一）國府の改造（一党專制の廃止）（二）國民大会（新憲法草案）（軍隊の國有化）の四重要問題を決定し、「連合政府論」が示唆した中國民主化の基本原則が十分に取入れられるにいたつた。もつともその後、軍隊國有化問題に協談會議のすべ

ての協定をくすぶる弱點が含まれて、連合政府論の方式は安んず

成立せず、協商會議を一貫した「連合政府論」の方式は實現され

れず、民族統一戦線はここに再び二つの陣營に完全分裂するに

いたつた。

四 しかしなから、協商會議は中國革命史上特筆すべき事件であ

つたと同様、同會議における中共主張の理論的支柱ともい

うべき「連合政府論」の持つ歴史的意義も後却てき難いものが

ある。「連合政府論」は稀に見る長文の報告書であり、その全文

を紹介することは不可能であるので、左にその大要を記して置

ならぬと同様に、國內問題もまた例外なく民主的原則により処理されねばならない。英米ソ三國の團結により、ドイツの崩壊は決定的となり、太平洋戦線も英米、中三國の連合作戦奏功し、戦闘は日本の表支間に近づくにつつある。特にソ連が日ソ中立條約廢止を決意したことは我々に無限の興奮を與えるものである。

一方國內情勢は如何というに、長期抗戦はげく大犠牲を必要としたが、しかし、最近百年來の中國人民を鍛え、その覚悟と團結を強固に見ない程である。強大な民族の敵と、國內の反動勢力の存在にもかかわらず、解放区の拡大と、日々に高潮しつつある全國的民主運動の展開は、中國人民闘争を成功に導き、中國人民の基本的要求を実現すること疑いない。

抗日戦中の二條の路線  
中國には明白に二つの異なる指導線が存在している。一方は國民黨政府の消極的・反動的政策であり、他は日本と國民黨の双方より圧迫されるながらも覚醒しつつある人民の團結運動であり、この異なる二つの路線の何れを選ぶかが中國問題解決の關鍵である。

一九三一年開始された中國人民の抗日戦争に対し、國民黨政府は無抵抗政策を固持して人民の抗戦に何等積極的援助を與えず、却つて人民の抗日運動を阻止する態度に出たが、その主な原因は、一九二七年國民黨政府が國共兩党の合作と人民の團結を破壊したことに起因する。一九二四年、孫文は中共の参加した第一次國民代表大會を召集し、連ソ、連共、農工扶助の三大政策を定め、民族統一戦線を実現し、一九二五、二七年の北伐戦において北洋軍閥を打倒し、空前の人民解放闘争を發動するにいたつたが、一九二七年初夏、北伐戦發展の重要時期に民族統一戦線および一切の革命政策は國民黨の反人民的政策によつて破壊され、中共と人民は威嚇され、征服され、屠殺された。一九三三年、日本軍の東三省侵入後、中共はソヴェト区と紅軍を攻撃する國民黨軍の三條件を提出し、停戦を協定して一致抗日を實行することを入れたが、國民黨はこれを拒絶し、その後、彼等の内戦政策は益々激化した。一九三六年、長江南北各地の紅軍は中共中央の指導下に千辛万苦を重ねて西



RA'-0386

9  
経済、文化各部門の建設工作に従事し中共軍隊の自給体制と相まつて旺盛なる生産熱が高められていく。これこそ眞の人民戦争であり、このような人民戦争の展開なくして民族の敵に勝つことはできない。

8  
北に到達し西北紅軍と合体した。いわゆる大西遷の二年の間に、中共は抗日民族統一戦線の新しい政治ルートを決し、国民党内、愛國分子たる東北軍と十七路軍は連合して西安事變をじやつ起した。協定度と対内テロの反動政策に反対して、国民党當局の対日、抗つたので、この新情勢下に、内戦形成され、遂に全、至るまで、国民党政府の対日作戦も比較的強化され、全國民衆の抗戰意識は、こう揚した。が、しかし、国民党は依然大なる民衆の人民戦争活動に反対の態度を示し、各派の平等的地位を認めず、その活動に制限し、一九二七年内戦各派の平等的地位を認め、保持して、正式軍隊は九一〇万で、國民軍の連、の現存中共の正式軍隊は九一〇万、兵は二〇万で、國民軍の連、合作戦、その政治的素質と内部の統一闘力、人民自衛軍との連、の突力ある理由は、抗日戦の主加するものも過言でない。中共軍、少敵者の利益のため、これに参加するものも過言でない。中共軍、からである。緊密に人民と一体となつて全國民衆のため團結して戦う、侵略者日本打倒のためであり、解放区人民もまた熱心に政治、

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan









(九) 現段階においては、中国の経済は個人経営、合作経営、新民主主義的文化は一般平民の共有する民族的、科学的、大衆的の文化であり、少数人の私有する文化であつてはならない。大衆的の文化の一般綱領は中央が全資産階級民主革命の現段階において主張する基本綱領であつて、我々の社会主義、共産主義制度の將來の最高綱領に對する最終綱領である。我々は現在の資産階級の將來の最高綱領に對する最終綱領、將來の無産階級社会主義革命の綱領を以て外國の帝國主義と本國の封建主義的の壓迫に對抗せしむることを一の進歩であるばかりでなく、また一の避くべからざる過程であるか、一部には中国資本主義の發展を否認し、社会主義的發展を説き、三民主義と社会主義を一氣に成就せよと説く者あるが、これは中国資産階級の軟弱性を示すものであり、大地主、大資産階級の民衆に對する欺瞞手段を反映するものである。ロシアの制度はロシアの歴史に對する欺瞞手段を反映するものである。ロシアの歴史は中國の歴史に對して完全に必要なる合理的存在であつた。中国ではソ連の制度と異なる特殊な形態、即ち新民主主義的國家形態が作られねばならない。中共を排斥すれば、中国の危機は増大する。国民党政府が中共を必要とせぬことは、廣汎な人民を必要とせぬことと同義である。中共党人の政府加入は新民主主義的改革を實行せんとするの意に外ならない。

(十) 現段階においては、中国の経済は個人経営、合作経営、新民主主義的文化は一般平民の共有する民族的、科学的、大衆的の文化であり、少数人の私有する文化であつてはならない。大衆的の文化の一般綱領は中央が全資産階級民主革命の現段階において主張する基本綱領であつて、我々の社会主義、共産主義制度の將來の最高綱領に對する最終綱領である。我々は現在の資産階級の將來の最高綱領に對する最終綱領、將來の無産階級社会主義革命の綱領を以て外國の帝國主義と本國の封建主義的の壓迫に對抗せしむることを一の進歩であるばかりでなく、また一の避くべからざる過程であるか、一部には中国資本主義の發展を否認し、社会主義的發展を説き、三民主義と社会主義を一氣に成就せよと説く者あるが、これは中国資産階級の軟弱性を示すものであり、大地主、大資産階級の民衆に對する欺瞞手段を反映するものである。ロシアの制度はロシアの歴史に對する欺瞞手段を反映するものである。ロシアの歴史は中國の歴史に對して完全に必要なる合理的存在であつた。中国ではソ連の制度と異なる特殊な形態、即ち新民主主義的國家形態が作られねばならない。中共を排斥すれば、中国の危機は増大する。国民党政府が中共を必要とせぬことは、廣汎な人民を必要とせぬことと同義である。中共党人の政府加入は新民主主義的改革を實行せんとするの意に外ならない。

RA'-0386

0163

貧官汚吏を懲罰し廉潔政治を実現する。  
 中下級公務員の待遇改善。  
 人民を圧迫する徭甲制度の廃止。  
 農村改革の執行（徴租減息の勵行）  
 進歩的発展と物價昂騰を抑制し、民間工業に対する融資を  
 工人の生活を改善し失業工人を救済し、工業生産の発展を  
 図る。  
 民族の科学的、大衆的文化、教育の発展を  
 図る。  
 職員の生活と學術の自由を保障する。

(B) 中共の具体綱領は革命の段階における中共の一般綱領は不変であるが、具体綱領は北伐時期、土地革命時期、抗日戦時期の各期を通じて変化してきた。現在の中国は、侵略者日本を打破せねばならぬ立場にあるが、同盟者と連合して日本を打倒し、国民党一党専制を廢止して民主的連合政府と連合統御部を建立する。民族の團結を中國人民は同盟者と連合して日本を打倒し、国民党一党専制を廢止して民主的連合政府と連合統御部を建立する。民族の團結を反人民の親日分子とファシオン分子を懲罰し、民族の團結を人民の自由と平和を保障する。一切の反動法令の取消。  
 特務機關の廢止と特務活動の停止。  
 一切の獨裁政治の對しその合法的地位を承認する。  
 府の承認。包圍的政治犯の釋放。  
 軍の承認。包圍的政治犯の釋放。  
 兵隊の改良。兵生活の改善並びに抗日軍人家族の優待。  
 軍工業の發展。將兵生活の改善並びに抗日軍人家族の優待。  
 同盟國よりの發展。武器と財的援助を抗戰各軍に公平に分配する。



策を有し、農民の利益のため奮闘し農民大衆を獲得して一切の革命  
 命主派の指導者となつたのは當然でない。抗日戦中、中共は一  
 大議歩をして「耕者有其田」を「減租減息」の政策に改めたが、  
 農民党反動派はこれにも反対して「減租減息」の政策に反対し、  
 つた「二五減租」すら実行してはできない。「減租減息」等の革命  
 した日本を駆逐するたためである。地主の土地所有権を認め、  
 はすべて実施し、地主の資本を工業方面に投資せしめ、富農の生  
 産発展を奨励する。これこそ中国の民主的進歩的解決の道であ  
 り、人口の八割を占める大同盟軍獲得の進歩的都市を建設する  
 中国が強大な民族工業を建設し多くの近代的不都市を建設する  
 には農村人口を都市人口に転換せしめ近代的不都市を建設する  
 ための農村人口を都市人口に転換せしめ近代的不都市を建設する  
 ための農村人口を都市人口に転換せしめ近代的不都市を建設する

立場に立つ中国人が聯合政府を要求し新中國を建設するためには人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立  
 場、聯合政府と聯合軍と新軍との出さるのみである。何時に人民の立

國民の民族主義は中國民族の解放を求むるものであると同時に、中國内の各民族の民族政策を全面的に支持し、これによって、中國の政治、経済、文化の各方面において、自由と平等を獲得するよう積極的援助を與ふるものである。各次の大西洋憲章及びモスクワ、カイロ、テヘラン、グリムヤ、各日本を徹底消滅し、世界の平和を保持して相互に國家の獨立を尊重するにあり。太平洋問題の解決はソ連の参加なくして不可認である。われは國民が對ソ連の態度を改め、迅速に中國の反動分子と援助に感謝することを希望する。如何なる外國とも對等の地位を大に對分子を援助し、中國人民の好意のみならず、中國の平等的地位を得るに外ならない。中國人民の好意のみならず、中國の平等的地位を得るに外ならない。

國民政府は一切を外國に依頼して、政治の改革なくして、その財政政策の發展は期待されぬ。即ち獨立、自由、民主、統一なくして、生産力の發展は期待されぬ。即ち獨立、自由、民主、統一なくして、生産力の下に人民の福利も國家の富強もない。新民主主義的國家制度の下においては、労働者階級の利害關係を調節し、八時間ないし十時間労働制を執行し、失業救済、社会保険等の施策を試み、一方國家及び個人企業の並びに必要大資本は、その主流は中國人自ら蓄積した資本によるが、外國の援助をも拒まない。中國の法令に従い、中國の經濟に有益な限り、外國の投資は歡迎する。教育家、科学者、医師、文学者等の知識分子は一致團結して、中國人民の解放事業に挺身すべきである。一切の又謀的、封建的、ファシスト的的教育を一掃して、人口の八割を占むる文盲を一掃し、愚昧と疾病に対する積極的救済弁法を講じなければならぬ。外國文化に対する排斥主義は誤謬である。批判的に外國文化を吸收するとともに、中國の古代文化をも尊重し、一概にこれを排斥しない。

孫文は一九二四年國民黨第一次全國代表大會において、



五、全共は團結し、党の任務遂成のため、闘争すべし。基礎とする党である。マルクス主義は全世界の無産階級にとつて最も正確な、また最も革命的な科学的思想の結晶である。マルクスの普遍的眞理が一度中國革命の具體的實踐と結合するや、中國革命の面目は一新し、新民主主義の歴史段階を生み出した。中國革命を保持すべく、新民主主義の利益のために、大衆と密接な連絡を保つて、一切の政敵は人民の利益から出發して一刻も群衆から離脱しない。一切の政敵は人民の利益から出發して一刻も群衆の利益を顧みない。党員は群衆の上に立つて、群衆の中に入り、群衆の利益を熱愛し、群衆の声を傾けるよう教育されねばならぬ。党員は、党の工作において命令の眞面目な自己批判を有して、党の政治的寄与を他の同志に負はせぬ。党員は、自己の生命を犠牲に、党の利益を助ける唯一の方法は、黨運動の展開である。革命の進行は、多数の先鋒隊も、人民の利益のためには偉大な自己犠牲が必要である。北伐時代、僅かに五万に過ぎなかつたが、土地革命時代に三〇万を越え、さらに現在では一二〇万の多数を擁するに至つた。我々は、虚偽の態度で内部の團結を固く、日本との獨立と統一は、我々の使命である。

コロンビア大学ナザニール・ベツプアー

「西歐の危機として見た中國の危機」

ロシヤが廣汎な影響を及ぼす可能性はあるか、將來どうなるかは未だ明かでない。

（一九四八年十一月十四日附ニュー・ヨーク・タイムス紙海外週刊所載）

（昭二二二二二） 外務省調査局第五課

(註) 本論文は米國著名の中國通であるベツプアー氏の筆になるものであるが、最近の中國問題についての一つの遠見であり、示唆に富むところが多いと考えられるので参考のため要譯した。

（昭二二二二二） 外務省調査局第五課



満洲は中共の手に陥り、全華北も殆んど間く違ひなく同様の運命にある。蔣介石政府が中國國民政府として永續することは殆んど考へられない。しかもこれには極東における内亂の勝敗以上の意味が含まれてゐる。世界の政治的均衡が脅かされ、そして更にそれがアメリカの希望するの反動的な方向に脅かされてゐる。世界の政治秩序とアメリカの勢力を及ぼすの方向に脅かされてゐる。更に二つの顯著な事實は、第一には中國が今や共産勢力圏に引づり込まれつつあることと、第二には、米國が蔣介石政府を支持し、更に保證さえもして來た結果、苛烈な失敗を蒙つてゐることである。その結果アメリカは、この失敗を容認し、その損失を帳消しにするか、その危険がいかほど大きいかも共産勢力圏に捲き込まれるのを更に阻止しようとするか、と試みるかの何れかに腹を決めなければならぬ。

モスコイの手先？

今日の問題は全世界人口の五分の一と地球上の最も大きな土地の一分をもつ一國が、ポランド、ルーマニア、ブルガリア、そしてハンガリーとモスコイの恣のままたに、なるかどうかと、軍事目的の爲めにも、モスコイの恣のままに、なるかどうかと、軍事目的の

る。アメリカはこの危険が現實化するかどうかを拵いて眺めてゐる。差當り之を阻止するため適宜の處置をとるか何れかを、この選擇の必要は、目新しいものではない。それは過去二週間に、おける南京の軍事行動の結果は、劇的な調子を與へたに過ぎない。セントヨナルに見ゆる敗北は、劇的な調子を與へたに過ぎない。中國で何らかの經濟的結合が、明白となり、満洲が陥落するであらう。今や、華北が保つて來ない。始めては、夙に明瞭であつた。通し、頽落の土台が急激に崩壊した。中國人は久しい間、少くも、崩れ、それを無關係にして、不幸ではない。意味は、中國政府の崩壊は、アメリカに問題を提供してゐる。

方向は左

中國に何が起るかを詳しく予言すること)は誰人にも出來ない。今迄試みられていたこともなければ、又考へられたこともないよう



このことは、世界の他の國々に對する一面的の二つの面をもつ。對内的には、經濟問題として、世界の他の國々に對する一面的の二つの面をもつ。對内的には、經濟問題として、世界の他の國々に對する一面的の二つの面をもつ。對内的には、經濟問題として、世界の他の國々に對する一面的の二つの面をもつ。

國民政府の後継者としての地位を認め、國民政府の指導のもとで活動することである。國民政府の後継者としての地位を認め、國民政府の指導のもとで活動することである。國民政府の後継者としての地位を認め、國民政府の指導のもとで活動することである。

5  
これは、國民政府の後継者としての地位を認め、國民政府の指導のもとで活動することである。國民政府の後継者としての地位を認め、國民政府の指導のもとで活動することである。國民政府の後継者としての地位を認め、國民政府の指導のもとで活動することである。

RA'-0386

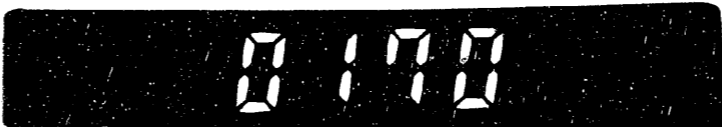


然し中共は、中國は工業技術上の經驗と餘剩資本を缺いた工業化の過渡期を経過したので、純然たる共産化に到達する前に、數段の過渡期中ではかなり高度の私有財産制と個人企業制及びある程度の政治的民主制度が包含される。そこでは國有制度と小規模企業における私有財産制が共存する混合經濟と、暫定的な代表制政治機構があるであらう。

6  
ロシヤとの關係  
外面的には一層疑念と懸念の原因がある。共産黨の指導者は、彼等は哲學的にロシヤと類似しているが、世界問題における立場は中國のあり自給的であると主張し、又主張して來た。この論旨はアメリカが彼等の威を武裝し、補助して來たこと及び米ソの反目が全世界を分割しているといふ留保附によつてのみ許容出来る。けれども中共が引つづいて彼等自身の主人公であるやうと信じてよい理由も尚存する。この點についてはチト問題の意味があらう。セルビヤ民族主義がユーゴスラフの非妥協に一役演じた限りにおいて、共産中國から希望をもつ理由がある。中國民族主義は

セルビヤ民族主義と同様に自意識がある。中國ではセルビヤ人が要素は何もない。之と反對にそこには凡ての白人勢力に對する本能的な猜疑がある。

7  
民族主義第一  
更に中共の指導者は、ロシヤ以外のどの共産黨よりも民族化されてから久しいので、ロシヤ以外のどの共産黨よりも民族化されて來た。更に重要なことは、中國における共産主義の成功は工業化と近代化がもたらしたものであるが、これは信用による資本材の獲得に近ており、又それはアメリカのみに得られる。そこでロシヤと接近しすぎで、アメリカの威を反して、事實は過去二年間の中共の宣傳はロシヤのそれと全く歩調を一にして來た。アメリカの關係が惡化するにつれて、辛辣に反米のとなつて來た。アメリカの宣傳がその内容において、方向において、強硬に對して、米ソの對華關係よりも、米ソ關係を一段位後で反映して來たのも事實である。そして、米ソの對





管えの分裂が一層激化するれば、少く共中共和は、何れの國も中立た  
り得ないし、それ故に中國はロシアの陣營に屬さねばならぬと結論  
するであらうと推測してよからう。

### 運命的な結果

その運命的な結果、全東亞に對する影響は運命的であらう。ロシア  
はアドリヤチツク海から太平洋にその支配力を保持することにな  
らう。アメリカの權威はその犠牲の一つとならう。どんな理由があ  
るやうとも、太平洋の工業化された中國の經濟的勢力に對する期待の  
如何や、外交的地位を放棄することを中國の主權の支持者且擁護者とし  
ては、アメリカは數十年に亘つて中國の主權の支持者且擁護者とし  
ての役割を演じて來たことである。若し最悪が更に悪化した時、共産黨がロシア・プロツクに歸屬する  
ことを選ばざるべからず、彼等は必要なる人員を補充し、之を訓練するたためだけに  
も多年を要するであろう。中國の人的資源は、農村問題の解決し、且工業化の原料とな  
はくばらないし、この人的資源は、農村問題の解決し、且工業化の原料とな  
る。

### 安全の中間時期

その間に米ソの相違があれこれ活動する時期があるであろう。  
これら朝鮮及び全東亞が自然と易いものである。若し然らずして、  
日本が妥協により不利な期待の行動の主導台をとることが物理的条件が  
衝突が避けられぬときは、期待の行動の主導台をとることが物理的条件が  
われわれにとつて好都合でないやうな行動の主導台をとることが物理的条件が  
リ力に必要ならぬ。他の二つは、今中國に強力を干渉を行きに任せ、  
う既に必要ならぬ。他の二つは、今中國に強力を干渉を行きに任せ、  
ばならぬ。他の二つは、今中國に強力を干渉を行きに任せ、  
結果中國を譲り受けるか、又は全然何も強力を干渉を行きに任せ、  
ことである。どれにせよ、東亞の專横の推移が要求するところな方法で  
して、専横の成行に任せ、東亞の專横の推移が要求するところな方法で  
も、いつても健全である。東亞の專横の推移が要求するところな方法で  
じやなく、われわれ自身の間接で、その出た場合同様に何物にも  
ことなく、われわれ自身の間接で、その出た場合同様に何物にも

RA'-0386



A'4.1.1.2

昭和二十四年一月

最近台湾の政治、経済及び社会事情

管地局総務課

最近台湾の政治、経済及び社会事情

前台北區商教授 鈴木源 著述

- 第一、米國の台湾における活動状況
- 第二、二・二八事件後の台湾
- 第三、中國幣制改革と台湾
- 第四、台湾人の動向
- 第五、台湾の工業生産について
- 第六、残留日本人の状況

RA'-0386

0172

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

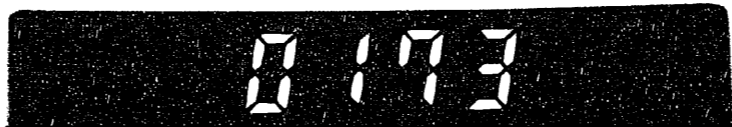
国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

第一、米國の台湾における活動状況

- 1、終戦直後の状況。九月一日、米軍は米軍から信用を受け、爾後日本軍に便一校と共に基隆着、九月五日、米軍は米軍から信用を受け、爾後日本軍に便
- 2、約二週間後、S、S、S、(オプイス オブ エトラテディ
- 3、政治、経済一切の調査に当つた。一行は蔣介石の信認状を持
- 4、返電があつたので、岡村大將に経伺した。便、今同に限り、一行は
- 5、相電が徹底的に調査した。ナゴン中佐以下が來台俘虜関係情報
- 6、を蒐集した。在福州、グウホリス領事も調査のため來台した。
- 7、十月五日、中国前進指揮所(秘書長葛敬恩が所長)開設され
- 8、爾後日本側は中国と直接交渉することになつた。(当時岡村
- 9、大將から米軍オブザーバーがいろいろ話をつけ、様によつた。何應欽
- 10、の意向であるからと特に注意があつた。
- 11、事、中国指揮所から連絡を受けていた。米軍は中国の顧問として重要な

- 1、領事館開設後の状況。米領事館は昭和二十一年五月米軍撤退と共に開設され、
- 2、現在の領事館は、前漢口總領事(奉天總領
- 3、事、の時代に今大戦となり、收容され、神戶にも在勤した。事
- 4、が、館内には漢口から各種専門家の部があり、例えは館員クレ、
- 5、二、Aの館主任は、各種専門家の部があり、例えは館員クレ、
- 6、農業等の技術者と、糖業、肥料、鉄道、電力、セメント等に投資
- 7、米國は台湾の糖業、肥料、鉄道、電力、セメント等に投資
- 8、する。この活動は昨年十二月引揚當時は益々活潑化していた様で
- 9、ある。この活動は昨年十二月引揚當時は益々活潑化していた様で
- 10、一昨年、昇東に中國軍士官学校(中國軍の幹部教官養成)の学



校) 教官として米軍將校三十名が来て訓練に当っている。  
 4、右以外では米軍が直接中國軍の訓練に当っているものはな  
 い。  
 米人の見た台湾は経済  
 工業で有望なのはセメント位であろうと云つていた。  
 米國總領事の台湾觀  
 クレイツ總領事は「台湾人は小島に育つただけに井蛙的觀  
 察をして、大きい世界の認識が足りない」と語つたが、その  
 意がどこにあるのかキヤリヤリ・デプロマットの云うことは  
 から判らないが、一般に米國人は中國の政治がマズイことは  
 知つてゐる様である。  
 台湾に対する米國の関心  
 台湾は小さすぎた米國の問題とはならず、米國紙も台湾問  
 題を大きく取扱つたことはない模様である。  
 あり、ケアは前台北副領事で、今、ベリンと共に、カネギ  
 財團の補助を受け華府大学のフア、イースタン、インステ  
 イチミットで台湾關係について執筆中であつて、相当熱心に  
 台湾人のことを考へてゐる。  
 したがし、米國の輿論を動かすには足るまい。米國識者は中  
 國がマズイことをやつたと思つてゐるし、さきにウデマイヤ

1 中將を察台したがその一人であらう。  
 六 台湾に自由港設置問題  
 この説がある。香港が大きいなり廣東を傘下に收め、華南に  
 対する香港の圧力に抗する意味か、台湾に自由港を設けよ  
 との説であるか、台湾の工業家や、本土から来た財閥はこれ  
 が反対してゐる様である。米人間にはこの説が再燃してゐる  
 が注意すべきことであらう。

4 台湾人の感情

いた。因に陳誠は昨年九、頃から來台、主席就任の準備をして

察力に行政の上に加えることとならう。恐らく陳誠は強力を警

が多くなつた。魏道明に代つたが、恐らく陳誠は強力を警

の強化によることとなり、中軸側要人は次第に「台湾人は警察力

削がれることとなり、中軸側要人は次第に「台湾人は警察力

に對し、一九弊制改革以後、経済統制令が出たが行われず、魏

八、一失業してゐる。日本で教育を受けたものは冷遇されてい

大部分、殊に能力のある日本で教育を受けたものは冷遇されてい

ない。これはほんの一部であつて、台湾人は依然重用されてい

し、意見により決定され、林は相力の勢つた。然

の意見により決定され、林は相力の勢つた。然

献堂「台湾人の意向を擁護するものは台湾人の意向を擁護するものは

起用する方針を、少くとも表面では執つたもので、魏は台湾人を

ね、魏道明は孫科の子分であり、陳儀時代には陳儀の首脳も兼

魏道明の行政状況で、自分は三年居るうちに最古参となつた。

と、魏道明の行政状況で、自分は三年居るうちに最古参となつた。

と、魏道明の行政状況で、自分は三年居るうちに最古参となつた。

と、魏道明の行政状況で、自分は三年居るうちに最古参となつた。

1 国民党内部の相剋

陳儀在任中でも、二、八事件の相剋は目には余るものがあつた。一

例を挙げると、二、八事件に活動した蔣謂川はまた省参議

員に返り咲いてゐるが、これは二、八直後、〇・〇・國の李

克忠が蔣を上海に逃がして、二、八直後、〇・〇・國の李

の「といふのが、蔣を上海に逃がして、二、八直後、〇・〇・國の李

を去り、蔣を上海に逃がして、二、八直後、〇・〇・國の李

政府官吏間の相剋は、二、八直後、〇・〇・國の李

就任、魏の退任陳誠の新任等々で複雑に複雑を加えつつある。

2 陳儀の部下は米系、日本系が判然として相争つていた

が、魏道明の任命により日本系は完全に敗退した。二、三カ

月で交送し、交送するときは教授から事務員、小使も變つた。

この目まぐるしい有様は、

初代院長（在任二カ月）

二代 吳憲文（一、三カ月で退職）

三代 吳憲文（一、三カ月で退職）

（日本東北大学卒）

台湾人は二、二八事件の彈圧で表面沈黙しているが、中  
 荷政については深く懸念している。また何か事件が起  
 るうと言っていることが一般に感じられる様になつて  
 いる。

第三 中國幣制改革と台湾

漸次陳儀は台湾の幣制について経済建設五カ年計画において、  
 より新法幣に切替える旨を明らかにした。一九四九年の幣制改革に  
 があつて残つた理由は、台湾人は第三國の干渉  
 中國銀行筋ではこの改革には自信がなかつたと語つていた。  
 八、三週間の間に台幣發券高は五百億と発表されてきたが、  
 后二、三週間の間に台幣發券高は五百億と発表されてきたが、  
 フレは激化。これは台幣發券高の急騰となり、一般に十倍位にな  
 った。  
 幣制交換レートは十一月一日、〇〇元と成るまで据置か  
 れたが、この間台幣の物價は安い金圓のため買漁られて仕舞つ  
 た。台湾人もたまりかねて南京に運動してやつとこの改訂とな  
 り爾後省で自動的に改訂が出来るようになった。爾後のレートの変動は

十一月	十一月	十二月	十二月
一日	一日	一日	一日
〇〇元	〇〇元	二六元	二六元
〇〇元	〇〇元	二八元	二八元
〇〇元	〇〇元	二九元	二九元
〇〇元	〇〇元	三〇元	三〇元
〇〇元	〇〇元	三一元	三一元
〇〇元	〇〇元	三二元	三二元
〇〇元	〇〇元	三三元	三三元
〇〇元	〇〇元	三四元	三四元
〇〇元	〇〇元	三五元	三五元
〇〇元	〇〇元	三六元	三六元
〇〇元	〇〇元	三七元	三七元
〇〇元	〇〇元	三八元	三八元
〇〇元	〇〇元	三九元	三九元
〇〇元	〇〇元	四〇元	四〇元
〇〇元	〇〇元	四一元	四一元
〇〇元	〇〇元	四二元	四二元
〇〇元	〇〇元	四三元	四三元
〇〇元	〇〇元	四四元	四四元
〇〇元	〇〇元	四五元	四五元
〇〇元	〇〇元	四六元	四六元
〇〇元	〇〇元	四七元	四七元
〇〇元	〇〇元	四八元	四八元
〇〇元	〇〇元	四九元	四九元
〇〇元	〇〇元	五〇元	五〇元

RA'-0386

0176

となつてゐる。  
 十二月頃になりやつと物價は小康となつた。  
 金利は市中金利 日歩一円五〇(月利百円につき四五円)  
 の金詰りを示してゐる。  
 この間王念寧(省警務処長)の免官事件があつた、表面では  
 経済政策に対する取締の不当を問われたことになつてゐるが、  
 実は王は陳儀の腹心で、警備司令彭中將と懇意なもので、それを  
 牽に着て、釜島五十余名の警備司令を一挙に首切つた、それを  
 たものは南京で工作し、この結果喧嘩両成敗となり王の退任と  
 なつたものであつた。

第四 台湾人の動向

1. 共産党の活動状況  
 昭和二〇、九、一、米軍とともに來た中國の夫佐張 憲は  
 共産黨員で、來台後三民主義青年團をつくり相當活動したが、  
 これに黄知遠がつれて來たもので、陳儀から注意があつたが、  
 該青年團は學生連盟となり今でも相當アバレてゐる。(陳  
 儀の婿祭總根が來て、同青年團に手入をした)  
 莫斯科婦りの黨員謝石頂(女)も活動したが今でも台中に  
 すんでゐる。一般に學生を除いては共産党に興味をもつてい  
 るものは少いが、學生はマルキシズムに興味をもち、中共に  
 接近する傾向がある。何事事件さえあれば、華北のものであると云  
 うに出るようになつた。指導者は東北、華北のものであると云  
 う。

2. 台湾人社会の内情  
 (a) 外省人の激増  
 外省人は漸次激増して來たが、内戦の激化により昨年夏  
 以來殊に急激の増加振り、台北では台湾人三人に外省人  
 一人の割合だと云う。田舎には少く、その数は知り  
 得べくもないが百万以上の上るものと思われ、この外省人  
 の増加が台湾社会に有形無形の影響を與えつつあり、外省  
 人は台湾人を疑い、台湾人もこれを信用せず反目対峙の形  
 であつて、また何か事件が起るであらうと云う予感がある。  
 台北では土地家屋は上海より高くなり台湾人は土地家屋  
 を賣つて漸次小さい家や田舎へと後退してゐる。







ンテリ一層は無関心のもの少く、(一)は台湾系の現官吏に  
 多く(二)はその他の有識者に多く、(二)は台湾系の現官吏に  
 二八事件の弾圧にこりていて、過激のも今後は充分の準備がな  
 らし手を出すものでないといふ。過激のも今後は充分の準備がな  
 らし手を出すものでないといふ。過激のも今後は充分の準備がな

第五、台湾の工業生産について

(一) 被害工場 戦災は大部分恢復した

(二) 砂糖 接收した年は六万トン、次て二十余万トン、昨年は三十五

(三) 六万トン、本年は四十万トンが可能である。

(四) 官営事業 日本から接收した工業の大部分は國、官営事業となつたが、

殆ど大部分が赤字である。これは人件費が多いからだ

(五) 化学工業 硫酸、燐酸、硝安(米人技師指導)の生産も始まつている。

(六) 工業技師 日本工場の下働のもの、日本から帰つたものが大部分で、

本土出身のものもある。日本から帰つたものが大部分で、

(七) 工業技術員の失業者も相当の數に上りつつある。

(八) 雑工業 日用雑貨品のみ台湾人が作つてゐるが、小規模のものばかり

りである。

(九) その他 味の素、醬油は上海から來てゐる。

(十) 工場 青島、上海からの紡績工場が台湾に移つてゐる。日本技師

(九) 電力がこれについて、青島から移つて来たものもある。  
 他に電源開発を計画中である。  
 製糖法發明  
 革字紙に新製糖法を發明した旨の記事があつたがあれは  
 口氏が發明したものを中國技師がそのままとり上げたものだ  
 阿里山の火事  
 証拠湮滅のため中國側は火事をつくるから阿里山の火事  
 もその一例かも知れない。

六、残留日本人の状況  
 併せて二百四十五名となつた。この内訳は六、七十名で家族を  
 電学関係 十四、五名  
 硝子、力、サルベージ（機械公司） 十三名  
 其他工場に二、三名あて各地に残留となつてゐる、鉄道は全  
 部計揚げられた。待遇は良好で不安はない模様である。（二四、一、  
 八）

RA'-0386



A'4.1.1.1 費規 50部 10/10

昭和二十四年二月

國民政府初期の台湾政治の状況と  
二、二八事件前後の事情

管理局総務課

目次

- 一、台湾接收後の政治内容
  - (一) 新施政方針 ① 政治 ② 経済 ③ 心理
  - (二) 行政機構 ① 中央機構 ② 地方機構 ③ 警察制度
- 二、光復後における政治、経済の概況
  - 一、政治
    - 二、二八事件前後の事情
      - 1、二、二八事件前後の事情（白崇禧の復命書）
      - 2、陳儀長官の放逐
      - 3、台湾省民の陳儀長官に対する行政改革に関する請願書
      - 4、「三月の大虐殺」ジョージカー（アライスターン）サーベイ誌より
- 三、魏道明行政の概要

RA'-0386



第一、台湾接收後の政治の内容

一九四五年十月二十五日受降典禮が行われてから同年間は行政長官公署の機構整備と前台湾総督との間に政治、経済その他一切の業務の接收に忙殺され陳儀長官の施政方針は発表されなかつた。一九四六年元旦の新聞に新施政方針が発表されたが、その大要は次の様である。

(一) 政治

1、行政区別は九市、八縣制とする。  
(旧州、廳を新縣とし、市は前清時代の十一市のうち宜蘭、花蓮港を除いたもの)

2、政治の内容  
イ、敵國勢力の掃蕩  
ロ、反逆黨清  
ハ、能率の向上  
ニ、憲政の実施準備  
ホ、民政基礎建立

(二) 経済

イ) 生産増加、ロ) 生活向上、を中心とし、急速に恢復すべき事業として、  
a、生産基本事業

(電力、燃料、機械、水利工事、肥料)  
b、主要生産品  
(米、砂糖、茶、樟腦、果実等)

c、生産必需品  
(農産加工品、専賣品、工木建設材料等)

幣政、爲替などに関連あるものについては、省外にその施設を設置する。  
また、共同組合を發展させ、中間搾取機構を没落させ、土地分配、医療、工場福利施設の改善をはかる。

了) 日本人の台湾にある公私財産土地は一九四六年中に接收を了つた。

日

(1) 民族精神の發揚を強調、(2) 急速に教員を養成すること、また民族精神の發揚を強調、(3) 急速に教員を養成すること、また民族精神の發揚を強調、(4) 急速に教員を養成すること、また民族精神の發揚を強調、(5) 急速に教員を養成すること、また民族精神の發揚を強調、

(3) 試験所、研究所の充實、社会科学機関の整備、常設學術審議機関をも設ける。

(4) 國語使用を勵行する。  
一年内に國文、國中に通ずるを要することとする。  
法規を厳守、一意社会のため服務、公德心を發揚、私心を抑圧すること。  
泉州語、残り七分の一が廣東族で、汕頭附近の客家語を、





5

△ 氣象局 1 総務科、観測科、調査科  
 △ 專賣局 1 総務科、煙草科、各工場  
 △ 貿易局 1 研究室、倉運部  
 △ 諸試験所 1 研究所、調査所、戒煙所、保健館、地方廳、九  
 省直轄市、八縣

(注) △ 印は後に問題となつた專賣局、貿易局であつて、二、  
 二八事件の後でこの二局は廃止された。

(1) 地方行政機構

區劃  
 縣 (八) 1 台北、新竹、台中、台南、高雄、台東、花蓮、澎湖  
 省直轄市 (九市) 1 台北、基隆、新竹、台中、彰化、嘉義、台  
 三縣轄市 (宜蘭、花蓮、台東)  
 五十二區 (澎湖一區となる外は旧制)  
 六十七鎮、一九七鄉  
 鄉鎮 1 村、里、二百戸を原則とし、百戸未滿、三万戸を超ゆる  
 を得ない。  
 村里 1 隣、十戸を原則とし、十五戸を超えたり六戸を下つては  
 いけない。  
 省直轄市  
 區 1 三十里、四十里を区とす  
 里 1 百五十戸を原則とし、百戸を下つたり、二百戸を超えては  
 いけない  
 縣轄市  
 里 1 百五十戸を原則とし、百戸を下つたり、二百戸を超えては  
 いけない  
 自治機構  
 縣、省直轄市 1 縣政府、市政府  
 縣轄市 1 市公所

6



警察の活動は不十分で、治安は恢復せず、一九四五年の台湾省参議会で葛秘書長が現在の台湾の治安は日本占領時代に比べて良好であるとは言えないと公式に発言した程度となつていた。

警察制度 警察制度は長官公署に警務処を設け、全省を行政区劃によつて、市警察局九、分局二〇、派出所一五四、縣警察局(從來の郡区域に局を設けた)五五、縣轄市には警察課を置いた。従來の鐵路警察署は五股、十二分駐所で臨機に活動する警察隊があつて、三中隊、九分隊となつてゐる。警察電訊管理所、修理所、警察訓練所が設けられた。

(3) 郷、鎮、區署、鎮公所、里、村、里辦公所、民衆機關、村里民代表會、郷鎮の人口に應じて十二名から三十名までとする。郷鎮の人口に應じて十二名から三十名までとする。

縣轄市、市民代表會、里民代表會(完全自治) 各里代表一名、省直轄市、區民代表會(完全自治) 區の人口により十二名から三十名迄、里民大會(完全自治) 一里内の全公民で組織する

縣、省直轄市參議會

省參議會、縣、市參議會で選舉せられた參議員で組織する (民三五、五、一成立) 一九四六年



光復後の台湾の概況

台湾人は光復を衷心から歓迎し、これは五十年にわたる日本統治により受けた不自由な生活、政治上の不平等、また戦時中における強力を統制、殊に食糧品の供出の苛酷など、台湾人にとっては当然の期待から母國人による自由平等な明期政治への復帰ととて大きく待望されていた。これは、中韓軍の台湾進駐に対する熱狂的歓迎ぶりにも表れていた。一九四五年十月二十五日、長官着任、同月から正式の接收は開始され、同年中に政治、経済、文化の接收は概ね完了した。年末長官の施政演説が放送され、光復後の中国による施政は実施されたが、一部官僚の腐敗による悪政、官僚資本と密着した大陸財閥の進出、外省と台湾人の経済的発展段階の相異による離隔、外省人と台湾省民との差別的風俗習慣言語の差異などが因となり、果となつて政治の上に表れて来たその著しい点を挙げる。

(1) 官僚の腐敗

優秀な官吏もあつたが多数のものは無能であり、腐敗していった。台湾は出かせぎに來たといふ金もつけ主義のものが多い。ある商人をつれて來たことには、これらの官僚が自分の地縁、血縁に當ることになつた。例えば、秘書長、日本統治時代の總務長官に當る一葛敬恩はその女婿李草堂をつれて來たが、李は台湾省

紙業印刷会社の總經理となり、紙、印刷等を独占した。官吏による米の密輸が行われ、食糧パニックを來した。中兵清查團劉文島の來台による高雄事件、また花蓮港事件等が傳へられた。

(2) 政治上の不平等

台湾人は「順民」と称はれ、政治実権のち外に置かれた。外省のものは甚しいものは字が読めないも課長となり、台湾人は「大学の卒業でも職員や精々係長位になつた位であつた。」

(3) 言論の圧迫とテロの横行

言論は徹底的に圧迫せられ、印刷、統計室、憲兵、車隊、警察、裁判等々人民は十重二十重に監視された。反政府的言論や、民衆の要望などの発表はその執筆者にも出版者も行方不明にされたといふ。

経済

台湾経済の殆んど大部分は日本からの接收財産であつたが、これを繞つて多くの不正があり、接收後も概ね官管となつた。それのみか、貿易局（局長千百深）専賣局（局長任維鈞）が設けられ、從来自由に任せられていた民間の経済を独占した。煙草、印刷業を初め教科書、文房具（教育処の直管台湾書店所管）まで専賣となつていた。官管は官吏と商人との間に特殊關係を生じ、貿易局は



11

専賣局と共に怒府となり、両局長は台湾人に増悪された。工場は門は開かれていたが事案上停業し、重役、技師、幹部、職員は大陸のもので出たため、台湾人の五分の四は失業したといふ。

しかも、工場が開門していたのは重役や幹部が給料をとるために閉鎖しなかつたのだという。給料支拂のためには機械を取外して賣拂つたりしたので各工場は荒廢に委せられていたといふ。統制が必要以上に強化せられ、石炭では、調剤委員を通じなくては賣出をなくなり、台湾の公定一トン一七・五〇元（法幣）なのに、上海市價は十萬元であつた。砂糖も大体同様であつた。

12

三二・二八事件前後の事情

一九四六年二月二十六日の所謂二・二六事件は、実上記の如き政治的、社会的情勢を背景として勃発した。この事件に就ては改めて記すまでもなく、既に一般に周知のことであるが、一九四七年十一月五日付、フア・イー・イ・スタン・サーヴェイ誌記載「三月の大虐殺」（筆者ジョージ・カー）はこの事件の規模と事件勃発に至る事情を記して余すところがない。よつてこれを後に掲げる。

國民政府は事変勃発後、これが調査のため國防部長白崇禧を特派した。白崇禧の蔣主席に対する調査復命書の要旨は次の通りである。

台北(二、二八)事件の起因とその善後策  
 (國防部長白崇禧が特命により赴台、調査の後  
 蔣主席に提出した調査復命書の要旨)  
 (上海大公報より摘訳)

1. 遠因  
 教育、社会、経済にあり、教育を見ると日本統治時代中国人に對する侮蔑感を植えつけられ、社会的には日本統治時代日本人に對する過去の五十年日本の開發で、農林工鉱などの建設發展は、台湾は過かあつた、しかし、日本本土へ台湾の食糧や資源を奪へきものため、工商企業はたんと衰微してゆき、民生の困難を去つたため、工商企業はたんと衰微してゆき、民生の困難は日に増して來た中、復帰後、戦時中日本に強制徵用せられたもの、これと帰つてきた、その數十万余で、ひどい失業問題となり、これも今度の事件の潜在的原因となつた

2. 近因  
 1. 経済  
 日本に從属する經濟機構であつた、肥料について見ても、化学肥料を毎年二十万トン移入していたが、現在では工業が復旧せず、この面から見ても、工員の失業が出ていた

2. 貿易  
 貿易、專賣司の設置  
 貿易、專賣司の収入は二十餘億元で、台湾省の民國三十六年度(昭和二十二年)の収入總額の半分を占め、これは政府の財政には有利であらうか、貿易の統制範圍は廣過ぎ、民生工業の範圍はなはだ狭いものとなり、民生を困難にし、失業を増加した

3. 行政  
 台湾省行政組織公布後、台湾行政長官は薛濤總司令を兼ね、日本統治時代の總督と同様である。台湾出身者は非常に少ない。行政長官公署の処長、副処長、主任級で見ても、台湾出身者は副処長が一名のみで、全省八縣、九市中、台湾出身者は、縣長、市長となつてゐるもの二名のみで、これでもつても、台湾人民が不平を洩してゐるのは当然である。

4. 共産党の煽動  
 以上の遠因、近因がある中に、共産党分子が台湾に潜入して煽動しつつ、二、二八事件をじやく起したものである。

13

府の財政には有利であらうか、貿易の統制範圍は廣過ぎ、民生工業の範圍はなはだ狭いものとなり、民生を困難にし、失業を増加した

行政  
 台湾省行政組織公布後、台湾行政長官は薛濤總司令を兼ね、日本統治時代の總督と同様である。台湾出身者は非常に少ない。行政長官公署の処長、副処長、主任級で見ても、台湾出身者は副処長が一名のみで、全省八縣、九市中、台湾出身者は、縣長、市長となつてゐるもの二名のみで、これでもつても、台湾人民が不平を洩してゐるのは当然である。

共産党の煽動  
 以上の遠因、近因がある中に、共産党分子が台湾に潜入して煽動しつつ、二、二八事件をじやく起したものである。

14



廃止され、貿易局は廣東、廣西兩省で行われたが、終戦後取消となつたにせよ、五十年間敵中であり、やつと生活の苦痛から解放され、將來に希望をもつて、早くから廢止して行くべきものでない、殊に、專賣制度は、早くから廢止して行くべきものでない、吾人は省当局が、國父孫文の民生主義にも反するものである、吾人は省当局が、國父孫文の民生主義にもを改変しない理由を解することは出來ぬ、(昭二二三六、中央日報)

当時台湾省民は陳儀長官に対し、行政改革等に関する左の如き請願書を提出した。

「今次の不詳事件の遠因は省督の專賣、貿易兩制度にあると思ふ。專賣は、抗戦時に行われ、幣害多く、民怨の的となり

陳儀長官の放送  
 民意を尊重、政治を刷新するであらう」と次の様に放送して  
 省の行政機関については、既に長官公署を省政府に改組する  
 様に、中央に申請しては、既に長官公署を省政府に改組する  
 改組する、改組された省政府委員、廳長、局長は出來るだけ  
 台湾省人を任用する、また、省政府委員、廳長、局長は出來るだけ  
 國体で、人格高尚、思想堅固、才能優秀の人物を推薦しても  
 らいたい  
 縣市の行政機関は、七月一日(昭二二年)普選を行つて縣、  
 市長を定める、民選を行つて、現任縣、市長は、その土  
 地の人民が不信任であるなら、それを免職させるつもりだか  
 ら、この場合縣、市長を、參議會で、各合法團體が、參加協  
 民意を代表するものを選んで組織するものである、協議して  
 三名を推薦するものを選んで組織するものである、協議して  
 現任縣、市長についても、人民の異存がない場合は、民選  
 まで、引続き存職させるた、人民の異存がない場合は、民選  
 中央社、台北電、(昭二二三六)



台湾二、二八事件当時省民より陳儀長官に願出た  
 第一條 台湾行政等改革三十二條の請願書  
 第二條 省自治法を制定して、本省政治の最高規範とし國父建國  
 第三條 本年六月以前に縣市長民選を実施し、縣市參議會も同時  
 第四條 本省各處長の人は、選は省參議會（改選後は省議會とす）  
 第五條 本省各處長の人は、省參議會は本年六月以前に改選する、目下の  
 第六條 本省各處長の人は、長官の提出により、處理委員會において審議  
 第七條 省の各處長の三分の二以上は、本省に十年以上居住した  
 第八條 省の各處長の人は、本省に十年以上居住した  
 第九條 省の各處長の人は、本省に十年以上居住した  
 第十條 省の各處長の人は、本省に十年以上居住した  
 第十一條 省の各處長の人は、本省に十年以上居住した

申請登記制度の廢止。  
 第十二條 人民團體組織條例の即刻廢止。  
 第十三條 民意機關の候補者に対する檢覈弁護法（嚴格に調査し  
 第十四條 所定に於ける民意機關の選舉規則の改正  
 第十五條 所得に於ける統一累進税を施行、奢侈品税、直接税  
 第十六條 凡ての公營事業の主管者は本省人を充てる。  
 第十七條 凡ての公營事業の監督委員會を設け、日本財查の  
 第十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第二十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第三十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第四十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第五十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第六十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第七十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第八十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十一條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十二條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十三條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十四條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十五條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十六條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十七條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十八條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第九十九條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場  
 第一百條 凡ての公營事業の監督委員會にまかせ、接收各工場



を以て、公正に、才能ある賢明の人士を充つ。  
 第二十五條 処理委員会政務局は三月十五日以前に成立すべきである。  
 第二十六條 労働官その他不必要の機構の廃止、あるいは合併については、処理委員会政務局において検討これを決定す。  
 第二十八條 軍権乱用をふせぐため警備司令部は撤廃されるべきである。  
 第二十九條 高砂族の政治、経済上の地位及び享有すべき利益は保障されるべきである。  
 第三十條 本年六月一日より労働保護法を実施す。  
 第三十一條 本省人の戦犯、漢奸の嫌疑のため拘禁される者の無条件釈放を要求する。  
 第三十二條 中央の命により上海に運んでゐる白糖十九万トン、市價によつて買ひあげらるべきであり、まだ運ばれてない五万トンは、暫時輸出を停止すること。

三月の大虐殺 「ジョージ・カー」  
 陳儀長官の行政に対する台湾人の抗議は民衆虐殺で答えられた。  
 国民党内の自由政治科「グループ」の「メンバー」である陳儀上將は一九四五年十一月より四七年四月まで軍政長官として台湾を支配した。  
 専賣、警察、國家を建設せんとする彼の決心は台湾の中國人を財産、生計生命の不安の増加に陥れた。一九四七年二月末ころには人民の一部分の激怒は何時暴動を起すかわからない状態になつていた。  
 二月二十七日夜、数名の煙草専賣に對する武装特別密偵は子供二人と雑踏した公園で煙草を商つていた寡婦の煙草と小金を奪ひ去つた。一人の密偵は彼女をビストルの柄で地上にたたきつけた。それを怒つた民衆は、密偵を追つて行つたので驚いた密偵は無茶苦茶に発砲した。少くとも一人を殺し、近所の警備所に逃げ込んだ。専賣局の貨車は破壊され、その夜中にその報道は拡がった。政府を困らすことを熱望していた無徒によつて可成に刺戟された地方(区)委員会は専賣局長官の辭職、特別武装警察の廢止、負傷者と死者の家族への賠償を要求した。専賣局長官の辭職、特別武装警察の廢止、を起草した。  
 示威運動者射たる。  
 翌日朝、要求を表示した旗を持つた非武装の約二千人の群衆は



幹線道路を専賣局に向つた。しかし要求は聞かれずに追い帰され  
た。省政府に近づいたときこれらの訴願者達も見物人も均しく機  
関銃で射撃された。一方市街の他の場所では激興した市民は、煙草を賣り歩いて  
た少年をいぢめていた。また、その近くの支所と専賣局の倉庫は棍棒で  
打ち殺された。抑えられたいた噴怒は町中到處に吐き出された。他の財産は破壊され、中國  
本國人の使用人は棍棒と煉瓦を武器とした群衆で攻撃された。しか  
し、役所と官舎は棍棒と煉瓦を武器とした群衆で攻撃された。しか  
も、掠奪も行なわれなかつた。中央行政區劃の重要地点に現われ始めた。  
軍警隊と巡査が惹起され、戒嚴令が布告された。否認し、事  
件に捲添えをくつた人々に對しては慰藉料を支給することを約束  
した。

指導的台湾人の小委員会は二月一日長官を訪問して事柄は單  
なる慰藉料で解決するから與論の要求しないほど重大であること  
を現存の改革の如きを發表すべき好機であることを提議した。  
留易の時陳儀は首都の内外に二千名の軍隊を持つていた。過  
行政の陳儀は首都の内外に二千名の軍隊を持つていた。過  
の十、日、の地方とすべつた。その力を含むべくに代表者運か  
又、十日、の地方とすべつた。その力を含むべくに代表者運か  
の高、官、の委員に任命した。として政府を代表すべくに代表者運か  
を、この委員に任命した。として政府を代表すべくに代表者運か  
台湾、人、の共同管理される台湾人に加えられる暴行を中止すること  
こと、長官は軍隊を市中に入れて徐々に軍警巡邏隊を撤退させる  
若し、陳儀が彼の約束を守つたならば、彼は中國のため、台湾の民  
衆を再び獲得した。約束を守つたならば、彼は中國のため、台湾の民  
な、あり、後、の午後、の午後、の午後、の午後、の午後、の午後、  
東、は、破、れ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、  
東、は、破、れ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、











三月の事件とこれら、蔣介石の反動は總統に對する台湾人の信  
 頼をうちくだき、國民党に對してひどい反感を創り出した。今や  
 あらゆる教養ある台湾人は彼の生命と財産に對してひどく神経質  
 になるのは當然のことであつた。完全な經濟の分裂、暴動と無秩序等  
 なるのは暴行、軍隊の抑制、完全な經濟の存在しなかつた所に共  
 産主義の沃野を作りつた。最初のこと予知してゐる。だ、無秩序等  
 だ、南京では台湾事件の最初の兆候で自動的に共産黨員が起したの  
 と叫んだ。台湾政府自体は更に尤もらしい理由即ち悪い日本人の影  
 響といふことを発見した。計画的な影響といふことに成り立つて  
 いた。台湾人の理解力、台湾人の可能性の理解力から成り立つて  
 指導的台湾人の大部分は日本の大学で教育されたが、日本人に  
 對する怨恨は彼等の國に帰つたとき、屢々ひどい差別的待遇を蒙  
 つたといふ経験によつて高められていた。つまり陳儀及總統は中  
 國共産党に少しの努力もかけさせずに莫大な利益を興えたのであ  
 る。保守主義者の指導権は本國からの人々によつて破壊され、そし  
 て若い人々に急進派の台湾人、地下運動に入つて行つてしまつた  
 彼等は親共派ではないけれども和解し難い反國民黨派である。

彼等は陳儀の如策の如き本國からの如何なる制度に對してもこ  
 れを破壊せんとする職身的意欲を持つてゐる。現在の程度より弱まること  
 が、若し、總統の政治的、經濟的地位が増進して重大意義を有  
 するものとなるだらう。特に、中國觀察者の予言の様に蔣政  
 府が本國を放棄することを余儀なくされ、台湾に退却するなら  
 ば問題となる。今日でさえ、總統は金で買収出来る國民党的官僚主義的な台湾の  
 行政機構を一掃することによつて、この島の政治を陳儀のような  
 追従者のための冗職的なものとする代りに眞の國民的統治の組織  
 組織とすることによつて、島の經濟の建設と台湾人の技術的能力を  
 破壊する代りに利用することによつて、さもなくば一層の叛乱と不秩序が再  
 発することが出るだらう。さもなくば一層の叛乱と不秩序が再



受けるようになつて来た、この点については台湾人は「台湾は中  
國の植民地ではない」という一語によつて反対をつづけて来てい



亮

陳儀の失政の結果台湾は、中蘭の各省と同様の取扱を受けることとなり、初代の政府主席として魏道の昭和十二年五月着任、  
ここに軍政初め、分府を設け、行政の長官として鄭成功、徐道、  
その前は、護士、司法、行政、長官、鄭成功、徐道、  
高より三つ、上、代、の、事務、官、に、  
明長、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
書長、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
たが、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
には、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
察揚功が、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
ら、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
府間の、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
つて、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
も、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
極、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
的、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
見、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
の、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
今、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、  
今、一、前、三、府、の、代、の、事務、官、に、